

第十九回
会

参議院通商産業委員会會議録第二十三号

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)午
前十時五十七分開会

委員の異動

三月二十四日委員石原幹市郎君辭任に
つき、その補欠として松野鶴平君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松平 勇雄君
加藤 正人君
海野 三朗君
小松 正雄君

委員

大谷 實雄君
小林 英三君
西川 弥平治君
酒井 利雄君
高橋 衛君
豊田 雅孝君
藤田 進君
三輪 貞治君
武藤 常介君

政府委員

大蔵省主税
局税関部長 北島 武雄君
通商産業
省政務次官 古池 信三君
通商産業省
鉱山局長 川上 為治君
通商産業省公
益事業局長 中島 征帆君
事務局側
常任委員 林 誠一君
会専門員

常任委員 山本友太郎君
会専門員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

説明員

通商産業省整工
業局日用品課長 高見沢二郎君
通商産業省公益
事業局ガス課長 吉田 剛君

参考人

静岡ガス株
式会社社長 上野次郎吉君
東部ガス株
式会社社長 穴水 三郎君
東京部経済局
商工企業部長 遠藤 博君

本日の會議に付した事件

○厚生委員会に申入の件

○商品取引所法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○通商及び産業一般に関する調査の件
(関税及び関税定率に関する件)

○石油資源探鉱促進臨時措置法案(内
閣送付)

○石油及び可燃性天然ガス資源開発法
の一部を改正する法律案(内閣送付)

○ガス事業法案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今
より通商産業委員会を開きます。

最初に御報告を申し上げますが、前
回の委員会におきまして、清掃法案に
対します修正方を厚生委員長に申入
の件につきまして、只今お手許に差
上げておきますごとく、先回の委員
会の御決議に基きまして、委員長はか

ような申入をいたしましたのでございま
す。一応朗読をいたします。

通商産業委員長 中川 以良
厚生委員長上條愛一殿

清掃法案に関する申入
御審議中の「清掃法案」に関して、
立法の趣旨には賛成なるも、衆議院
送付案の如く新第七条及び第八条の
規定による命令違反者に罰則規定(新
第二十三条)を適用するならば、こ
れが関係者に対し異議申立の機会を
与うる所の救済規定を設けることが
公正なる取扱であると思料するの
で、左様取計られたい。

右委員会の趣意を以て申入れる。
といたしまして、修正案も
清掃法案に対する修正案
第二十一条を第二十二条とし、以
下順次一条ずつ繰り下げ、第二十
次の次に次の一条を加える。

(異議の申立)

第二十一条 この法律又はこの法律
に基く命令の規定による行政庁の
処分に対し異議のある者は、その
旨を記載した書面をもつて、当該
行政庁に対し、異議の申立をする
ことができる。

2 当該行政庁の長は、前項の規定
による申立を受けたときは、当該
事案について申立人に意見を述べ
る機会を与えた上で、文書をもつ
て決定をし、その旨を申立人に送
付しなければならない。

と書いて参考に向うにお示ししまし
た。本日私は上條厚生委員長に会い

まして、この問題を申しましたところ、よく了承をされたものと存じます。な
お本件に関しましては、各会派におき
ましても各会派の厚生委員のかたに一
つ御銘々どうぞこの趣旨をお申入れ頂
いて、御協力願うようにお取計らいを
願いたいと存じます。

○委員長(中川以良君) それでは商品
取引所法の一部を改正する法律案を議
題といたします。

前回に引続き先ず質疑をお願いいた
します。……他に御質疑もないよう
でございますが、質疑は尽きたものと認
めまして御異議ございませんでし
ょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないも
のと認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたは賛否を明らか
にしてお述べを頂きます。

○小林英三君 この問題は討論を省略
して直ちに採決あらんことを動議とし
て提出いたします。(賛成)と呼ぶ者
あり)

○委員長(中川以良君) 只今の小林君
の御動議に対して御異議ございませ
んでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは討論
を省略いたしまして、直ちにこれより
採決に入ります。

商品取引所法の一部を改正する法律
案を採決いたします。本案を原案通り

可決することに賛成の諸君の御挙手を
願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致でござ
います。よつて商品取引所法の一部
を改正する法律案は原案通り可決すべ
きものと決定いたしました。

なお、本會議における委員長口頭報
告等事後の手續につきましては前例に
よつて委員長に御一任をお願いいたし
存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないと
認めます。

それから報告書には多数意見者の署
名を附することになっておりますので、
本案を可とされたかたの順次御署名
をお願いいたします。

多数意見者署名

小林 英三 松平 勇雄
加藤 正人 豊田 雅孝
海野 三朗 小松 正雄
西川 弥平治 酒井 利雄
大谷 實雄

○委員長(中川以良君) それでは先ず
本日海野委員よりカーボン・ブラック
の件に関しまして緊急質問のお申出が
ございますので海野委員に御発言を
願いたいと存じます。御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは海野
君。

○海野三朗君 関税の改正によつてこ
のカーボン・ブラックはどういうこと

に、なつておるのであります。それを伺いたいと思ひます。カーボン・ブラックに対する関税の割合、変化、在来との関税が變つて来ましたが、そのままでありますか、その辺を伺いたいと思ひます。

○説明員(高見沢二郎君) 現在一〇%の関税がかつておりますが、これは昨年の国会に二〇%に上げる案を大蔵省から出されたのでございます。それに対して、国会でいろいろ論議をされた結果だと思ひますが、一〇%の一年据置ということになりました。本年に及んだわけでございますが、我々としては、品質上の問題もありませんし、カーボン・ブラックは外貨割当をやつております関係上、関税を上げなくてもむやみに入るといふものはございせん。従ひまして、外貨予算は急激に増加するといふ一般情勢にもありません。今物価の関税もありません。一〇%の関税を据置して様子を見て行きたい、かように考えております次第でございます。

○海野三朗君 この関税のほうは、通産当局といたしましては、実際の日本の内地におけるカーボン・ブラックの生産状況をよくお考えになつておるのであります。私はその関税、二〇%のやつを一〇%にするといふようなことは、現在の日本から見ますと、いと、無稽も甚だしいと言わざるを得ません。御承知のように、このカーボン・ブラックは約半数以上はアメリカに供給を仰いでおるのであります。国内産は今日品質が悪いとか何とかという理由で、以てストックがたぐさるものであります。それが三酸化炭素とか、東京ガスとか、或いは日鉄化学という

ような工場では在庫品をたくさん持つておつて、操業短縮もしなければいけません。職工の首切りもやらなければいけません。この状態に立ち至つておる。これは何であるかといふと、輸入するほうのものが安いからであります。そうして又輸入する人は品物がいいという口実であります。けれども、安いところのものを、つまりゴムに使うところのカーボンは値がずつと安い。その安いものをインク方面に流しておる形跡も考えられるので、不明なところの供給の量が相当あるのであります。そういう方面については通産当局としては如何なるお考えを持つておるか、国内のこの製造業者を救うお考えはないのか。私はその点をお伺いしたいのであります。

○説明員(高見沢二郎君) 只今のお話にありましたゴムに割当てられたものをインクのほうに流しておるといふようなお話がございましたが、はつきりした確証はわからないのであります。それから品質上の問題につきましても、私も技術関係者ではございせんから、はつきりしたことは申し上げられませんが、ゴムの場合とカラー用ブラックの場合とおのずから性質が違いますし、又ゴム用ブラックの中でもいろいろ変化がございします。現に日本のゴム用ブラックの中で外国品よりも安いものもございします。これはおのずから用途も勿論違つておりますが、そういう状況にございします。それから国産の或る程度の育成、国産をできるだけ品質を高めまして健全な発展を考えると、これは我々の常に念願なのでございします。これには関税の問題もござい

ますが、先ほど申し上げましたように、外貨予算の割当をやつておられて、現に国産の生産も二十七年から二十八年は倍増しております。二十七年は四千五百四十八トン生産されましたが、二十八年度では国産のカーボン・ブラックは八千八百八十八トンになっております。そういう意味で、国産の育成といふことにつきましては重大な関心を払つておるつもりでございます。

それから今のお話の御質問の要旨でございます。価格が安いから入るといふような御意見もございましたが、我々のほうで今外貨予算を割当てます際に振興特別外貨といふものがございします。これは約二〇%近くのプレミアムがついていてと言われます。この特別外貨制度による資金の割当量さへも非常に需要家の申込が殺到いたしました。その配分については苦慮している次第でございます。即ち今一〇%の税金にプラス二〇%のプレミアムを払つてもこれを輸入したいといふものが非常に多いわけでございします。殊にタイヤの部面では、今輸出振興といふ大きな目的で品質の向上といふことを各品との競争を海外でやつておりますし、又国内品につきましてもカーボンの配合率を、輸入カーボンを使ひますとタイヤの耐用年数が非常に延びまして、一方ゴムなり人絹等々貴重な外貨を別の方面で使つておりますから、それとの関連もあるのではないかと考えております。即ちカーボンで外貨を節約いたしまして、そちらの方面で若し品質の悪いものが出たといふとすれば、非常に国家的に見れば損失があるのではないかと。かように考えております。

○海野三朗君 只今その流されておるといふことがよくわからないというお話でありましたが、その国産品と輸入品、それから在庫、こういうふうな方面を調査しましたところが、いわゆるわけのわからないものが相当量あるのだと言つて入れたものは飽くまでもインキ用に使われなければならぬのではないかと。インキ用には安いほうのやつを輸入しておいて、それを廻すといふことがここに行かれておる結果、ここに供給不明の量が相当数字に現れておるのであります。これを見ますと、通産当局としてはその輸入したものに對しても果してその方面に使われているかどうかといふことはやはり調べて頂かなければならぬと考える。この点についてお伺いしたい。又この今申し上げましたように国内のやつは三カ月分もまだ在庫品が溜まつておる。つまり外国のやつが安いからその根本の、需要者側が入れるという、これは商売上当然の、流れて行くものであります。日本人が食うか食われるかという問題なんです。要するにそんな問題。若し品物が悪いとすればこれを改造して行くという方向へ力を注ぐか、そうしてこの国内のカーボン・ブラックを使つて行くようにしないといふと、将来とも永久にこのカーボン・ブラックの輸入というものに圧倒されて国内の産業が発達しない。私はこの際関税の一〇%といふようなところをなしに、もつと関税をもう少し上げるなり、或いは外貨の割当をほかに廻すなりして、そうして少くとも二十九年年度の四月か

ら九月までの間の輸入というものはゼロであつてもいいのじやないか、そうしなければ、国内で作つたところのカーボン・ブラックがみんなストックを抱えておる。そうしてじり／＼、つまりじり／＼に落ちつゝある現状を直視して頂かなければならぬ。この点について通産当局は如何なる御決意を持つておるか。ただ外貨の割当、或いは又大蔵省できめた関税のまゝをそつくりを存んでおつてはいけぬのじやないか。通産省はこの関税をきめるに當つても、大いに実際の状況を眺めて、そうして意見を吐露して頂かなければならぬ。そうでなければ国内の産業が起らない。私はそういうふうに考へる。それで通産当局の御決意を私は承りた。国内のたぐさるストックをどうするか、四月から九月までの輸入を止める決意があるかないか。そうして日本人が食うか食われるかの問題である。背に腹は代えられない問題ではないか。こういうような事業をば打立てて行かなければ、将来の日本産業といふものは立つて行かないと考へるのであります。ほんの小さい問題でありますけれども、これは通産の全般に及ぼす。これらの類似の事柄がたぐさるんあると考へますので、このカーボン・ブラックを先ず一つ取上げて通産当局の御決意を承りたいと思ひるのであります。

○政府委員(古池信三君) 御意見よく拝聴いたしました。お話のごとくカーボン・ブラックにつきましても将来国産品を、まず／＼質を良くして価格を低廉にいたしてその事業自体として発展して参るよう、勿論我々としては努力をいたしたいと考へております。

ておりますから……。御承知のように私が只今申上げておるのはトン二十万圓、ところがタイヤに使うやつはもつと安いのですね。その安いやつを入れておいて、それをインキ用に廻しておる。それを私は言うのです。そういうようなことを業者はやつておるので

ういうところに通産當局がよく監督してもらわなければならないのじやないか。安く入れているのですよ。その安く入れているのを今度高いほうのインキに廻してぼろい儲けをやつておる。この一点を私はお伺いしたいのと、もう一つは関税の二〇%をかけるべきものを、何故一〇%にしておるのであるのか。而も二十九年の三月三十一日まで

が、国民たる我々の疑惑の存するところなんです。業者が何かそういう方面に暗いことがありはしないかということとを……。二〇％の税率をかけなければならぬ、それが一〇％にしているのはどういうわけですか。今度の関税についても一〇％に据置くという話です。とんでもない話だ。何故に二〇％の税率を、国法の定めたその税率をと

いうことに、カーボン・ブラックに関するのみ一〇％にしようという……。国内ではこのカーボン・ブラックを抱えている人は死ぬか生きるかの塗炭の苦しみに喘いでおるのである。そういうことを通産当局はぼんやりしていなさつては、そんなことで通産行政が保たれて行くと思つているのですか。ところが今次官のお話では、それは参

つしやつたので、私は背中に熱湯をか

ぶるような思いがいたしました。私はもつと通産当局としての御決意をはつきり伺いたいです。

○政府委員(古池信三君) 先ほど来種種御意見を伺つておるのであります。が、先ほど申し上げましたように、通産省としては、できる限り国産の品物をよりよく、より安くして行きたいということについては、十分努力をいたして、今後ともいたして参りたいと思つております。只今主管課長からも申し上げますように、技術方面の指導育成についても、少なからぬ努力をいたしておると思いますが、これは今後とも引續いてやります。私も非常に詳細な技術的な面はつまびらかにいたしておりませんけれども、只今課長から申し上げますように、国産品ではその使用の場所によつて必ずしも適当でないというような段階のものもあるようでありまして、そういうものを無理に適切でないものに使つて見たところが、これは大きな面から言へば非常に不得策であります。そういうような場合に、止むを得ない程度の輸入は、これは需要上からして止むを得ないのではなからうかと思つております。併しそれにしても、只今お話のありましたような、最初の目的以外のほうにこれを流して、そういう不当な利益をむさぼるというふうなことは、決して見逃すわけに行かないのでありますから只今の御注意もございまして、今後は十分そういう点について当局としても注意いたしまして、そういうことのないようにして参りたいと思つております。

なお現在御承知のような外貨事情も逼迫しておりますので、今後は輸入も

できるだけ抑制することは申上げるまでもないと思つておりますが、今直ちに私が全面的にこれを禁止するとか、どうかいふことを申上げるまでの段階には至つておりませんので、詳細なることは目下検討中でありまして、今までも何つた御意見は十分今後の行政措置をして参る上に考慮に入れて行きたいといふことを申上げておるのでございまして、その辺は誤解のないように御了承をお願いしたいと思います。

○海野三朗君 関税、これはどういふわけにございましょうか。関税は国法を以て二〇%かけるということになつてゐるのに、何故に一〇%にしておるのでありますでしょうか。それを私はお伺ひしたい。

○説明員(高見沢二郎君) 昨年一〇%のものを二〇%にするという案を国会に出しましたところ、国会は修正になりました。一〇%に……従ひまして、今の国法では一〇%しか取れないわけにございまして、二〇%に上げるといふのを修正されたわけにございまして、さういふ……

○海野三朗君 そういふ際に通産当局としては御意見がないのであります。それは二〇%を一〇%にされては困るというところの意見は吐かれたのであります。吐かれなかつたのであります。

○説明員(高見沢二郎君) それは先ほども申し上げた通り関税の問題もありませんが、今特別外貨の二〇%上げたやつでも、是非輸入したいというのが非常にある状況にございまして、外貨予算の増加というふうなことが今考えられない情勢でありますし、どうしても

必要なものなら今関税を上げるのもどうかというふうな意見から一年ももう少し様子を見て行きたい、かように考えております。

○海野三朗君 この関税の税率を定めるに当つては通産当局も御相談にあずかられたのでございまして、国会に出す前に

○政府委員(北島武雄君) 大蔵省の関税部長でございまして、昨年関税率の改正を若干いたしましたのであります。が、その際通産省からカーボン・ブラツクにつきまして従来の一〇%の税率を二〇%にしたいといふ、こういう御要求がございましたが、通産省は御承知の通りカーボン・ブラツクのメーカー側とユーザー側とを共に管轄いたしておる省でございまして、その省が総合的判断の上に立つて二〇%がよろしいという御意見でございまして、私のほうでも十二分にこれを尊重いたしました。更に又資料を検討いたしました結果、通産省の御意見通りに二〇%にするのがよろしい、こういうつもりで昨年の国会において御提案申上げたのでございまして、国会の御審議の過程におきまして修正案が起りまして、私どもの大蔵省当局、原案作成者といつたしましては、極力二〇%の必要を力説いたしたわけにございまして、遂に国会で御修正になりました。暫定的に今年の三月末日までは一〇%で据置というところに御決定に相成つたわけにございまして、そこでその期限を延長するかどうかにつきては十二分に検討いたしたのでございまして、その当時の国会御修正の際におけるところの審議の経過その他を勘案いたしまして結果、結局私どもの意向といたしましては、その当時提案いたしました二〇%の率が妥当であるという大體の氣持は持つておつたのでございまして、その当時の国会の御意思の変更をお願いするだけの著しい状況の変化がございまして、それで、当時の審議の経過に鑑みましてなほ暫らく様子を見ることにいたしました。一年間の更に期間の延長をお願いいたしておるわけにございまして。

○海野三朗君 然らば私は通産当局にお伺ひしたいのであります。この二〇%を一〇%にされたということに對しては通産省の御意見は如何でございましょうか。

○政府委員(古池信三君) 只今大蔵省の関税部長さんからお話がございまして、昨年の事情でございまして、通産省としては、昨年同様に一応考慮は持つておりましたけれども、国会の意見によつて修正をされたのであります。それから、その国会の意見というものを行政府としては十分尊重いたして参りたい、かように考えております。

○海野三朗君 私は国会できまつたとおつしやられれば、我又何をか言わんやであります。それで国内の産業が崩れても、国会できまつた、その通りだといふので毅然としておられるのは、どこに通産省の存在の意義があらまうか。私はそれを伺ひたいのであります。国会でどういふふうにきまつた。二〇%のやつを一〇%にきまつた。それだからさう入つて来るのだ。入つて来ても仕方がないというやうな態度では、私は通産省の存在の意義がないのじやないか。それを輸入とか、そういうことについては、そこで調節をするといふところで初めて通産

省の存在の意義があるのだ。それで大蔵省でこれをきめられたからその通りにしたのである。国会の議決に従つたのであると、こう言われれば、我又何をか言わんやであります。それで、通産行政といふものはやつて行けないのじやないか。通産省の存在の意義が怪しくなつて来る。そういう際にこの輸入せられる品物に對してはどれだけ増加減をするのか、或いは引締めをやるのか何とかして、国内の産業と脱み合せて行かなければならぬ。それが通産省の使命ではないでしょうか、といふことを私はお伺ひしたい。

○委員(中川以良君) 速記をとめて。

○委員(中川以良君) 速記をとめて。

○委員(中川以良君) 速記をとめて。

○海野三朗君 今のことに関連してもう少しお伺ひしたいことは、大蔵省の関税部長がお見えになつておれば、私は是非お伺ひしたいと思つております。これは、この原油についての関税の問題であります。この関税はどういふふうに変更されるお考えでありますか。

○政府委員(北島武雄君) 炭化水素油につきましては関税率法の別表輸入税率におきまして原油、重油、粗油は一〇%、その他いたしまして、これは非常に技術的な書き方をいたしておるんですが、極く常識的に申上げますと、軽油、燈油等につきましては二〇%、それから潤滑油あたりになりますと三〇%という税率に相成つております。この税率を以てまして昭和二十六年の関税率法の輸入税率の全面改正の際に国会で御議決願つたのであり

ますが、その際に炭化水素油が我が工業の基礎資材であるという点から、その税率を直ちに適用するのは妥当でないという国会の御意見で、その後関税定率法の附則におきまして原油、重油、粗油については無税、免税、それから軽油、燈油については一〇%、潤滑油については二〇%というふうに御修正になつて現在まで至つております。ただこの関税定率法の附則におきましては、免税或いは減税の期限は原則として一年限りで更新いたしております。毎年国会に御提案いたします前に状況の変化等をいろいろ調査いたしまして、減税を或いは打切つたほうがいいと思ひます場合には減税の打切りをお願いし、或いはそのまま継続するのが妥当であると思われる場合におきましては、そのまま更に一年間の継続をお願いいたしまして現在に至つておるのであります。炭化水素油につきましては、先ほども申したところ毎年一年間ずつ、先ほど申しましたような暫定的な率によりまして課税いたしておる次第であります。

○海野三朗君 それでは一応もう少し先に行きましてから私の質問をいたすことにいたしまして、この質問はちよつとここで保留しておきます。

○委員長(中川以良君) それでは只今より関税法案及び関税定率法の一部を改正する法律案につきまして調査をいたします。両法案は大蔵委員会に付託になつておりますものであります。関税法案はすでに参議院先議で昨日本院の本院議を通過いたしました。衆議院に送付をされております。又関税定率法改正案は参議院では只今大蔵委員会におきまして予備審査中のものであります。

でございます。両案とも我が国の貿易政策上極めて重要な関連を持つた法案でございますので、先般大蔵委員会におきまして委員長理事打合せ会におきまして、一応この問題を取上げて検討を加へようというふうに決した次第でございます。

つきましては先ず両法案につきまして、大蔵省側からその内容の主な点につきまして概略の御説明をお願いいたしたいと存じます。

○政府委員(北島武雄君) 先ず関税法から内容の概略を御説明申し上げます。現在の関税法は明治三十二年第一次の条約改正の際に制定になつたものでございまして、その後太平洋戦争の終結までの間におきまして五回の改正があり、更に戦後におきましては十五回に亘りまして改正いたしてその都度、そのとき々の状況の変化に対処いたして参つたのであります。何分にも只今申しましたように非常に古い法律でございまして、終戦後におきましますところの各種の法令の、関税法の規定の仕方、或いは言葉が、その他近代的法令という見地から見ますと、相当変へてある点があるように認められますが、大蔵省におきましては約二年間の日数を費しまして改正のために準備いたして参つたのであります。今回成案を得まして国会に御提案申上げた次第であります。そこで改正の極く目録といたしましては、只今申しましたように関税法を近代化するということ、それに伴ひましてできるだけ税関手続につきましては簡易化を図りますと共に、保税制度につきまして活用をできるだけ図るようになつていたして貿易の伸展にお役に立つようになつて規定の内容を改めております。

そこで改正の要点を大体申上げますと、先ず第一には法の近代化の一つの内容といたしまして、関税法の体系を整備いたしたことであります。御承知のように関税法といたしましては従来関税定率法のほかに関税法、保税倉庫法、保税工場法、この四つが関税制度の根幹をなしておつたわけであります。が、今回の全面改正の際におきまして、保税倉庫法と保税工場法はこれを廃止いたしまして関税法に統合吸収することになつたとして、関税法の根幹といたしましては関税定率法と関税法のこの二つの体系に組立てておるのであります。

それから又従来保税倉庫法に規定いたしておりました官設保税倉庫のような規定は現在の情勢において不必要と考えられますので、そういうものは廃止いたしますと共に、又従来施行規則で規定されておりましたもので当然最近の考え方から言へば法律に載すべきものが少なくなつたのであります。で、従来施行規則の中で規定されておりましたものの中で、法律に明らかに規定するを適當と認められる事項につきましては関税法の法文の上に表わしておきます。

それから第三に近代化の内容といたしまして行政慣例を成文化いたしたことであります。関税法は今から五十年前の非常に古い制度でございまして、規定と規定との間にギャップがございまして、その穴は如何にして埋めたいかと言ひますと、五十年來行われておりました行政慣例というものはその間に自然にできてしまつたのでございまして、この行政慣例につきましては当然今から考えますれば法律で規定すべき事項が少くございませうので、従来行政慣例の中で法律に明文化することを適當と認められるものにつきましてはこれを明文化いたしておきます。

以上が近代化の内容でございまして、更に税関手続の簡易化、並びに保税制度の利用促進を図るためにどのような改正を加へたかについて若干御説明申し上げます。

先ず第一に従来関税法におきましては関税の担保をとる場合いろいろ規定してございまして、その場合におきまして金銭が担保として提供された場合におきましては、従来規定においてはその担保の解除を得ようとする場合には先ず関税を納付いたしまして、その納付いたしたした時におきまして金銭担保の解除を行われることになつておりますので、その際において二重の資金を要することになりますので、それを改めまして、納税者の希望によりまして担保として提供された金銭をそのまま関税に充当できるようにいたしたのが目新しい改正でございまして、なお外国貿易船又は外国貿易航空機が我が国の港或いは空港に入りまして、最近の出港地の出港免状等については、従来の関税法においてはこれを税関に預入れなければならぬということになつておりましたのを、これを単に呈示を以て足るというようにいたしまして簡素化したとしております。ほか、輸入申告の際におきまして現行法においては船荷証券を貼付しなければならぬことになつておりましたので、非常に不便でございまして、この提出を不用にするのと、船舶、航空機及び貨物の出入に關しまして税関手続をできるだけ簡単にいたしておきます。

次に保税地域におきましては相当手続の簡素化を図つております。従来保税地域におきましては、極く大体の考へ方を申しますと、保税地域におけるところの貨物はすべて税関の監視の下に置かれるわけでありましたが、そのための規定が諸処にございまして、今後新法におきましては、いわゆる内国貨物、これは非常に定義はむずかしいのでございまして、およそ国産の、国内にある貨物と御了解願ひばよろしかと思います。まだ範圍はそればかり

ではございせんが、一応そういうふうにお考え頂きたいと思ひます。これを原則として相当出入を自由にいたしましたとして、税関をいたしましては、わゆる外国貨物又は輸出輸入に直接関係ある貨物については税関の監視の下に置くようにいたしまして、保税地域における貨物の出入れについては相当大幅に簡易化したしております。

それから又従来保税倉庫法を初めといたしまして、保税地域については貨物の保管規則或いは保管料については税関長が認可することになつておりました。これは実は普通運輸省との間に二重行政の嫌ひがございまして、運輸省においては又別途倉庫或いは上屋等について、保管料については届出主義と申しますか、或る程度の統制的措置が行われております。まあ税関においてもそういうような保管規則、保管料の認可権を持つというふうな二重行政になつておりましたので、税関側といたしましてはそういうことにはこの際手を出さないということで、保管規則、保管料に対する税関長の認可権というものはこれは廃止することにいたしました。それから、或いは又保税倉庫の許可を受けましたものについては、担保提供義務があつたのでありますが、そういう規定などはこの際削除することにいたしております。

それから又保税工場につきまして、保税工場で或る作業をいたしている、ところが更にそれを他の下請工場へ持つて行つて、そこで最後の製品として輸出するというような場合が相当ございしますが、従来の関税法におきましては、保税工場法におきましては、保税工場から保税工場でないところへ持つて行つて加工することは許されなかつたのでありますが、今回外国貨物の保税工場外における作業というものを認めまして、ただ保税工場主の責任においてそういう作業を認めることにいたしましたので、できるだけ加工貿易にお役に立つようになつていくような規定を設けております。又これは非常に技術的ではございしますが、保税工場におきまして外国貨物と内国貨物を混ぜ合せて使用した、混用使用した場合に、その外国貨物である原料の数量に対応する製品だけを外国貨物とみなすことといたしまして、保税工場の利用を便利にいたしております。

それから又保税上屋、保税倉庫或いは保税工場の許可手数料の基準を従来法律に比して合理化いたしました。と共に、これらの保税地域に関する許可手数料の減免の適用範囲を拡張いたしております。更に今回の改正に當りまして、私権の保護尊重の見地から現行法の不十分な点を是正した点が一二ございします。従来の関税法によりましては審査請求の規定がございします。ただ審査請求は関税の賦課に関する税関長の処分について異議あるものに対してのみ審査請求という制度が認められておつたのでありますが、関税の賦課の処分だけでなく、徴収及び滞納処分に對してまでも審査請求の制度の特典を範圍を拡張いたしますと共に、審査の対象とならない各種の税関の処分に対して異議ある場合においては異議申立という制度を新しく設けております。

それから又保税倉庫業者等の私権の保護を図るために、税関が貨物を収容いたしました場合に、その貨物について質権又は留置権を持つておりましたものは、その貨物が公売又は売却された場合におきまして、その関税等に充當いたしました代金の残金について保管料等に関する優先弁済権を持つておりました。

その他罰則につきましては、最近における各刑罰法規と照し合せて、その彼此權衡を図つて規定の調整をいたしておりますと共に、戦後設けられましたところのいわゆる、第三者通報制度、密告した者に報償金をやるぞという例の第三者通報制度につきましては、内国税と歩調を合せましてこれを廃止いたしております。

それから又、更に最近における貿易の実績に鑑みまして新らしく開港として指定することになつて提案いたしましたものが七つございします。北から申上げますと、岩手県の宮古港、千葉県の千葉港、兵庫県の尼崎港、愛媛県の松山港、大分県の佐伯港、宮崎県の油津港、それに鹿児島県の奄美大島の名瀬港を新たに開港といたしておるのであります。以上が関税法案の大体の内容でございます。

次に関税率法の一部を改正する法律案につきましてその要点を御説明申し上げます。

現在の関税率法は昭和二十六年に輸入税表につきまして全面的な改正を行ひました際に、本法の各条文についても相当大幅に改正いたしましたのでございしますが、その後の実施状況に鑑みまして、各条文についても改正を要する点が認められますので、関税法の全面改正を契機といたしまして、現在の関税率法の各条文につきまして再検討を加へまして、規定の整備を図ります。

と共に、免税、減税及び展し税制度の一部を拡張いたしまして貿易の振興にお役に立つようになつたというものが今度の改正の大体の内容でございします。但し別表輸入税表につきましては、今回は全然手を触れておりません。別表輸入税表以外の本則及び附則につきまして全面的な改正を加えておるのであります。なお従来関税率法の附則によりまして、暫定的に今年の三月末日まで関税の軽減又は免除をされておりました品目につきましては、原則として更に一年間期間を延長することにいたして提案いたしております。

そのほか新らしく来年の三月三十一日まで附則におきまして免税すべきものとして追加いたしておりますものについては、非常に技術的でありまして、極くわかりやすく申上げますと、大衆の建築用材が属するもので厚さ二百ミリメートルを超えない製材については、従来五割の輸入税がかけられておるのでありますが、暫定的に来年の三月末日まで免税して行くという措置をいたしております。

本則の規定の内容につきましては極く大体の御説明を申し上げますと、大体関税を免税すべき場合といたしまして規定されておつた事項が税率法の第七條、八條、九條あたりにございします。そのうちで、従来無条件免税と云つておりましたものを免税の性格に従ひまして、或いは無条件免税、或いは特定用途免税、或いは再輸出免税、それから外交官用貨物等の免税に區別いたしまして、それら、免税すべき目的の性格の差に伴ひまして若干規定を変えております。即ち無条件免税以外の免税物品、特殊用途に供すべきものと

して免税したものにつきましては、若しその用途に供しなかつた場合に二年以内に他の用途に供したような場合には関税を追徴するというような制度を設けております。なお輸出振興のお役に立ちますようにという意図の下に関税率法の本則におきましてコースターチの製造に使用するためのとうもろこしにつきましては、関税の軽減又は免除ができるようにいたしております。それと共に、最近北海道におきまして新らしく計画されておる事業であります、ミンク、貂のたぐいでありまして、ミンクを米国から輸入をいたしまして、そうして三年計画で飼育をいたしましてその毛皮を更に輸出するといふような計画がございします。こういう動物についてはその他の動物、各号に掲げざる動物といたしまして、現在二割の税金がかつておるのであります。輸出振興の見地から、そういうような動物につきましては免税できるやうにいたしております。なお従来輸入いたしました貨物につきまして、それが契約の内容と違反いたしますために、外国へ再び積戻すような場合におきましては関税が払戻しをされておらなかつたのでありますが、今回違約品を返送いたします場合に、輸入の許可があれが三カ月以内に、輸入の許可があらりました日から三カ月以内に保税地域に、そして更に輸出されるということが確實な場合におきまして、先にやられました関税を払戻すような措置も講じております。以上が大体関税率法の一部改正の内容でございします。

○委員長(中川良君) そこで各委員から御質問がございしますと存じますが、その前に一応私からお次のよう

が、その前に一応私からお次のよう

それから最後に先ほど海野委員からも御質問ございますような附則十、十一にございます、毎年殆んど年中行事的に延期をされておるのでありますが、これらはどうも毎年延期するならば輸入表中に組入れてやつていいんじ

ち約九二・五％については来年の六月末まで、或いは日本が正式にガツトに加入するまでのいずれか早いときまで据置くといい、引上げないという約束をいたしております。他の七・五％の部類については、これは日本としてはこの期間内においても是非必要があればこれは上げことは対外的に差支えないわけですが、九二・五％という品目については来年の六月末まで、或いは又日本が正式にガツトに加入するいずれか早いほうのときまで引

りますが、今回定率法の本則の全面改正をいたします際に、多少の疑義があります点を避けて、複関税といたしまして新しく条文を別に設けたのでございます。複関税のほうの規定については、我が国の生産物に対して関税に關する最惠國待遇を与えない国の生産物に対して、貨物を指定いたしました、別表の税率による関税のほか、従価一〇〇％以下の関税を課することができ、こういうふうになつております。ただ實際これを発動するか否かに

殆んど変りはないのでございます。ただ従来の現行法第五条におきましては、「奨励金と同額ノ関税ヲ課スルコトヲ得」となっておりますのは、今回の改正法案におきまして、「同額以下の関税を課することができ。」というふうに範圍を拡げております。そのわけは国内産業の保護の見地から言へば、必ずしも補助金と同額の関税をかけたなくともいい場合がございますので、同額以下ということ、そこにゆとりを持たせてあるのであります。ガットの

それから附則におきまして毎年暫定的に関税の免除又は軽減をいたしております品目について、なぜ一年限りでやつておるのか、毎年続けるならば一層別表輸入税表のほうに入れたらいいんじゃないかという、こういう御趣旨でございしますが、この附則については、実は昭和二十六年に輸入税表を全面改正いたしました際に政府の原案といたしましては、こういう暫定的な免税の規定は殆んどなかつたわけでありましたが、国会におきまして直ちにこの輸入税表の税率をそのまま適用することについては、その当時の情勢において

の石炭、そういうものと脱み合して、この無税にしておられるというところは甚だ私どもが了解に苦しむところなのでありますが、一年と延期して来られた、それは国内産業と脱み合せたものでありまして、どういうふうにお考えになつて重油、原油、粗油については関税を今まで延ばしておられるか、又ほかのほうに比べて関税が割合安いのではないか、つまり石炭産業に比較しますと、今日石炭が苦境に陥つておるといふのは重油が手に入らなからではないか、そういうことを脱み合せて関税を立てなければならぬのではないかと、そういうふうにお考えになりますか、これは昭和二十七年にも二十八年度の国会におきましても政府原案として無税として出しておられる。国会で承認したと申しても原案は政府から出ておるのであります。そこであなたがお出しになつたので、その根本を私は伺いたい。なぜ無税にしておられるのか、金がなにかに当り然税金を取つてもいいのではないかと、いうふうに思ふのですが、その点をお伺いしたい。

○政府委員(北島武雄君) 炭化水素油の関税につきましてはいろいろ御議論のあるところでございます。国内産といたしましては全需要の五割程度しかないと、併し五割ではあります、国内においては石油資源の開発をするといふことは非常に重要なことであります。関税定率法の別表輸入税表におきまして原油、重油、粗油につきまして一〇%の税率が一応かけられておるわけですが、昭和二十六年に国会でこれを暫定的に免税という御措置

とされられた、その後一年々政府案としても延長をお願いして来ておるのではありません。そこでこれは国内産業保護の要請と、更に又最近におきましては石油と競合関係にありますところの石炭産業の保護の見地から、免税はそろそろ撤廃してもいいのではないか、撤廃したほうがいいのではないかと、御議論も大分出て参つたのであります。何分にも石油は我が国工業の基礎資料でございますので、この関税の軽減措置を撤廃するにつきましては相当な影響も考えなければならぬので、いま暫らく様子を見ることにいたしました。今回更に一年間の期間の延長をお願いしたのであります。但し私どもの考えはいたしましては、もうそろそろ、こういう炭化水素油につきましても輸入税表通りの税率を課する時期がだん／＼近づいて来つたものであるなからうか、こういうふうなうちに免稅、軽減措置を撤廃することになつて、これが我が国工業の基礎資料であるといふことに鑑みましてこの際といたしましては暫らく様子を見る、見送るといふことにいたしました。一年間更に免稅、軽減の措置をお願いしたのであります。

○海野三朗君 これは石油開発といふことが非常に重要な問題であります。これを税金を課さないでおるといふことは国内の石油がますます／＼開発という方向にネガティブな政治のあり方であると思ふので、石油開発を最も急がなければならぬといふのであるならば、こういうふうな重油、原油といふようなものに対しても相当税金を課して、そうして国内の石油を早く掘る

ようにという方向に持つて来なければいかんではないか。政府の方針とこれは逆行しておるやうに思ふ。関税がかつていない、安く手に入るということになれば国内の石油はそんなに急ぐ必要はないのではないか、そういうことになつて来はしませんか。どうしても国内の石油を開発しなければならぬという見地に立つたならば、これは直ちにこの関税の法律の定めるところに従つてかけるのが当然ではないか。それを一年と延期して来ておることを思ひますと、甚だ私どもは理解できない。一年々延期になる税率がどれだけのなるかといふと、莫大なる金になつておる。重油は原油、粗油、これを二十七年に於いては四百六十億も入れておる、二十八年に於いては六百二十億も入れておる。この一割を取つただけでも両方合せて百億になる。こういうふうなところを業界のためであるか、如何なる介解をなさるか知れないけれども、当然これは関税をかけて取るべきものである。そうして又それが石油資源の開発のほうに拍車をかけるのではないかと、こういうふうな考へるのではありませんか、その点は如何うにお考えになつていますか。

○政府委員(北島武雄君) 只今お話のようによい石油開発事業、或いは石炭産業の保護の見地といふ点からだけを考えてみれば、お説の通りにこれは関税の軽減、免除の措置を廃止するのが適當かと存じます。但し一方におきまして炭化水素油は鉄鋼にも電力にも運輸にも水産にも、我が国の重要な基礎産業中重要な基礎資料といふことになつておる。その方面に対する影響も慎重に考へなければならぬのではないかと考へる次第であります。両方の見地を総合いたしましたところ、まだこの軽減、免除の措置を廃止するのはいささか早いのではないかと、こう考へて原案といたしまして更に一年の軽減、免除の措置をお願いしたのであります。

○海野三朗君 もう一つ伺いたいのですが、この国内産業を考へて、こうだとおつしやるけれども、国法で税率をきめておる、これを取らないでやつておるといふことは輸入業者の便宜を計らつておる以外の何物でもないと思へます。そういうふうには疑いの眼を持つて見れば見える。ここに二十七年、二十八年に於いては百億の税金が取れるのである。それは国内産業と脱み合せてというふうなことを述べられるかも知れませんが、結局すると何であるかといふと、一割ぐらゐ増してもそれはつまり消費者のほうにかかると、或いはこういうふうな言われるかも知れませんが、結局するところ何故にこれは税率を掲げてあるものを一年々延期しておるか、ここに私どもは非常に疑いを持つておるのであります。かけないなら法律を撤廃したらい、かけるなら法律を掲げておるのじやないか、便宜上一年々延びて行くといふところに、そこに私はいろいろ／＼な疑いの眼を持つて見れば見られないこともない。いわゆる汚職の温床がそういうところにあるのであると私は考へるのではありませんか、この点についてはどういふふうにお考えになつていますか。

○委員長(中川良喜君) 鉱山局長が御座りますので、鉱山局長から一応御答弁願います。

○政府委員(川上為治君) 実はこの関税をかける問題につきましては通産省の内部におきましてもいろいろ／＼な意見があつたわけでございます。海野先生がおつしやいますような御意見もいろいろあつたのであります。又その御意見に對しましては相当な理由があり、私も我々十分承知いたしておるのであります。通産省内部におきましても石炭局関係からの要望もあつたし、又鉱山局としての意見もあつたし、いろいろ／＼な意見があつたので、来年度におきましては差当り従来の方針で行こう、こういうことになつたのであります。それは理由を申し上げますといふと、一般の鉱工業よりはむしろ水産業とか運輸業とか、こうした方面に對しまして非常に大きな影響を与えるといふふうな考へられる点があるわけであり、例へば水産業にしますと、底曳網関係のもの、これは少くとも燃料費につきましては一〇%以上、それから沿岸捕鯨につきましても二三%とか、或いは下関方面の揚繰網ですか、こうした方面の漁業につきましては一四%とかいふやうな、相当燃料費が原価の中に占めております。又運輸業につきましてもガソリン・トラック、これは約二〇%に近い燃料費が原価の中に占めておるわけであり、それから機械船につきましても二〇%乃至二五%ぐらいが原価の中に燃料費が占めておるわけであり、こうした方面の原価の中に占める燃料費の割合といふものを軽減することはできないといふやうなふうに私どものほうでも考へておるわけでありまして、特にこうした方面の業界にお

きましては中小企業関係のものが相当あると思ひますので、そうした方面に對する影響ということも相当考へなければならぬのではないかと、今日ふうに考へたわけでありまゝ。従ひまして我々のほうにいたしましては、じやあこゝした方面は何か特別扱いにして税金をこゝした方面にかけないで、一般の鉱工業方面にはこれはかけてもいいのじやないかというような議論も内部におきましてはあつたわけなんです、それをやりますと、完全に重油の統制、或いはガソリンの統制なりをやりますと、即ち切符制とか、或いは公定価格制とか、そういうようなことをやりますと、これは関税とはいへなくとも相当この漁業関係とか或いは運輸関係に對する影響が、その影響はないと思ひますので、そういう重油につきまゝの行政指導というやうなことで行きますと、むしろそういう漁業関係とかそういう方面に對しまして非常に迷惑をかけるやうな行政指導そのものがよく行かんと、いろいろなことなる虞れが多分にあるといふことを考へまして、やはりこの際におきましてはこの関税を暫らく見合はしたほうがよくないかという結論になつて参つたのであります。

なおこの問題につきましては石炭の値下りといふものが今後どういふふうになつて行くか、或いは石油の価格の問題、需給関係がどういふふうになつて行くかといふことも十分考へての上でないと、今直ちにその関税をかけるということがいかにどうかといふ点につきまして相当地な点もありませんので、先ほど申上げました通り心

配の点もありますので、通産省としましては大蔵省とも相談しまして、差当りはまだ従来の方針で行くといふことになつたわけでありまして、海野先生のおつしやいましたような御意見も我々のほうにも相当持つておるものもおりますし、又先ほど申上げましたやうにいろいろ意見もありましてそれを総合しました結果が今申上げましたやうなことに相成つたわけでありまして、その点御了承願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 私もお伺ひいたしたいのでありますが、これは次回に質問を保留いたしまして本日はこれで……。

○三輪貞治君 今に關連して……、二十六年の當時、二十七年の三月三十一日まで、今の原油、重油等の関税を取

ることを延期するといふ立法措置がとられた當時、それから二十七年の三月に更に又一年延期された當時は占領下にあつたと思ひます。それですべて

の立法措置がGHQのOKを得なければならなかつた當時でありますから、私その頃通産委員をしておりませんから、大蔵委員会にもいませんし、その事情はわからないからお聞きするので

すけれども、當時このGHQ側の強い意向が徴収を延期するやうにといふやうなことであつたのではないかといふこと、この点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 昭和二十六年に關稅率の全面改正いたしました場合におきましては勿論GHQの承認を得ておるのです。政府原案といたしましては炭化水素油につきましては別表輸入税表に掲げておる通りの税率で以

て国会に提案いたしましたのであります。国会において御修正になつたわけでありまゝ。占領下における特殊事情で暫定的に免稅したということではございせん。

○委員(中川以夏君) それでは午前中はこの程度にいたしておきたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員(中川以夏君) それでは一時半まで休憩をいたします。

午後零時三十分休憩

午後二時十七分開會

○委員(中川以夏君) それでは休憩前に引続きまして只今より開會いたします。

最初にお諮り申上げますが、本日は日程に追加をいたしまして石油資源探査促進臨時措置法案を議題にいたしたいと存じます。これは衆議院のほうで只今審議中でございますが、まだ提案理由の説明を聞いておりませんので、最初に提案理由の説明だけ聞くことにいたしますが、御異議ございせんか。

○委員(中川以夏君) さうに決定いたします。

それから明日の議題でございますが、明日は本会議が相当に長引きますやうな予定でございます。そこで本委員会を開きますのはどうしても二時ちよつと過ぎるのではないかと思ひます。日程に追加をいたしまして衆議院で上りました二つの法律案、即ち中小企業信用保険法の一部を改正する法律案並びに國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に

關する法律の一部を改正する法律案、これは衆議院が上りましたので、明日はこの二法案は討論採決まで持つて行きたいと存じますので、一つ各会派でお取りまとめおき頂きます。簡単な法律でございますから、大体質疑は尽きておるものと存じます。

それからなお明日、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案が本日衆議院を上げるやうなことになりますと、これも極めて簡単でございますので、一緒に討論採決まで持つて行きたいと存じますので、同様一つお取りまとめを頂きます。その他余つた時間におきましては、日程通りに進めたいと思ひます。大體かやうな取計らひで御異議ございせんか。

○委員(中川以夏君) それではさうに決定をいたします。

只今申しました石油に關する法律案は、もう一つ石油及び可燃性天然ガス資源開採法の一部を改正する法律案もございまして、二つを本日提案理由を聞くことにいたします。

それでは石油資源探査促進臨時措置法案並びに石油及び可燃性天然ガス資源開採法の一部を改正する法律案、二法案を議題といたします。

最初に政府側より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(古池信三君) 只今議題となりました石油資源探査促進臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。国産原油の生産量は、現在年間三十四万キロリットル程度で我が國原油需要量の二割に満たないものであります。石油資源の重要性と現在の外貨事

情における石油輸入外貨節約の必要性を考へますとき、國內石油資源の開発を促進することは、今日最も緊急を要するものと言わなければならぬ。

而も昨年九月の石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の答申にも見られますやうに、我が國の地質は豊富な石油の産出が予想され、探査部門への投資を大幅に拡大しさえすれば、國産原油の飛躍的増産は必ずしも難事ではないと考へられますので、過般石油資源総合開発五カ年計画を策定し、先ず二十九年年度予算において、財政規模縮小の折にもかかわらず、石油試験等補助金として一億三千万円を計上いたしたのであります。

併しながら、この五カ年計画の線に沿つて石油の探査を急速に実施するためには、補助金の交付もさることながら、民間石油探査業者の資金が最大限に探査部門に投入せられ、而もそれが國としても最も急を要すると認める地域に向けられることが必要であります。

併し石油の探査には長期に亘り多額の資金を必要とし、而も多大の危険を伴うものでありますから、これを私企業

の自由意志に放任しておきましては、探査投資の大幅な拡大を期待することは困難であり、又よしんば石油の探査を実施する意思と能力を有する者があつたとしましては探査権を持たなければ探査を実施することはできないのであります。もとより現行探査法においても権利の上に眠ることを許さないための各種の規定がありまして、石油及び可燃性天然ガス資源開採法によつても補助金の交付によつて探査を促進することはできるのであります。石油

の探鉱の量と質の二面に国の意思を直接且つ強力に反映させるためには、いずれも不十分なのであります。

以上の趣旨によりまして、政府といましては、先般石油の探鉱の急速な実施を促進するために臨時措置を講ずる法律の制定を意図し、その立案に鋭意努力して参つたのであります。今漸く成案を得るに至りましたので、ここに石油資源探鉱促進臨時措置法案として国会に提出し、十分な御審議を仰がんとする次第であります。

法案の内容につきましては、御審議の途上逐次御説明申し上げる所存でございますが、以下その概要について申述べます。この法案は、石油の探鉱を急速に実施することによつて石油資源の開発を図るため、地域を指定して石油を目的とする試掘権に關する制度について臨時に特例を設ける等の措置を講ずることを規定しております。

即ち第一には、石油資源の開発を図るため探鉱を急速に実施する必要があると認める地域の指定について規定いたしました。この地域の指定は極めて重要な意味を持ち、この法案のすべての規定は、指定地域についてのみ適用されることとなります。第二には、指定地域内に存する石油を目的とする、試掘権にかゝる試掘権者が権利の上に眼すること許さないために、施案の変更の勧告及び命令、存続期間、試掘権の譲渡等について試掘権の特例を規定いたしました。第三には、指定地域内に存する石油を目的とする試掘権にかゝる試掘権者に対し、石油の探鉱を急速に実施するため特に必要があると認めるときは、業務又は経理の改善について勧告をすることができ旨を

規定いたしました。第四に指定地域内に存する石油を目的とする試掘権に係る試掘権者に対する業務又は経理に關する検査等この法案の内容を円滑に運営するために必要な諸規定を掲げました。なお最後に、この法案は十年以内に廃止する旨を規定し、臨時立法であることと明らかにいたしましたのであります。

以上がこの法案の提案理由及びその概要であります。なお最後に一言申し上げたいことは、欧米各国とも国情に應じて石油の開発については減耗除、石油関税、探鉱国営等強力な助成案により多大の努力を払つておるのであります。この意味におきまして、我が国としましては事情の許す限り石油資源の開発に關する施策を強力に推進する必要があると痛感するのであります。この法案が、御審議の結果幸いに可決され、公布施行されますならば、必ずや石油の探鉱の急速な実施が促進せられ、その積極的な開発に資し、延いては我が国経済の自立、公共福祉の増進に寄与すること多大なものがあると信ずるものであります。

政府といましては、この法案の成立により、別途提出いたしました石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案と相俟つて、充実に石油行政の実施に努力する所存であります。何とぞこの意図するところを諒とせられ、この法案につきましては、慎重御審議の上御賛同あらんことを切にお願い申し上げます。次は石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法は石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、石油及び可燃性天然ガスの特性に應ずる探鉱の方法を定めると共に、その探鉱及び掘探の促進を図ることを目的として制定され、昭和二十七年六月三十日から施行されたのであります。その後一年半の経験から見まして、政府といましては、同法の一部を次の二点について改正する必要があることを痛感するに至つたのであります。

即ち第一には、探鉱又は二次採取法に對する補助金の交付の方法であります。現在これらに對する補助金は後払することになつておりますが、石油及び可燃性天然ガスの探鉱又は二次採取法の実施には長期に亘り多額の資金を必要とし、而も危険度を著しく大きいために所要資金を銀行等からの融資に依存することは殆んど不可能であります。このため、探鉱又は二次採取法の急速な実施を促進するためには、これらに要する資金の融通を円滑にするために、補助金の後払制度を廃止することが必要であります。

第二には、探鉱又は二次採取法に對する補助金の交付にかゝる納付金の限度であります。現行法では、補助金の交付の決定を受けた試掘権者かその決定の対象となつた試掘工事によつて油層を発見し、又は二次採取法の実施によつて産油量の増加を見た場合に、国庫に納付する納付金はその時までにその試掘権者に対して交付された補助金の総額を限度とするものになつておりますが、この納付金は、我が国全体を平均した探鉱又は二次採取法の成功

率、発見油層の埋蔵量及び産油量等を基礎として、交付した補助金の総額に相當する金額が國庫に納付されるよう算定されておりますので、試掘権者ごとの納付限度が存在する限り、結局國全体としては交付した補助金の一部に相當する金額しか納付されないことになつております。

このことは、貴重な国の財政資金によつて補助する趣旨に反することになりますので、この納付限度を廃止し、財政収支の均衡に寄与することが必要であります。

以上の趣旨によりまして、政府といましては、過般來同法の一部改正を意図し、今漸く成案を得るに至りましたので、ここに石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案として国会に提出し、御審議を仰がんとする次第であります。

法案の内容につきましては、御審議の途上逐次御説明申し上げる所存でございますが、以下その概要について申述べます。第一に、探鉱又は二次採取法に對する補助金の後払制度を廃止したこと。第二に、探鉱又は二次採取法の決定を受けた者の当該探鉱等を完了した場合の届出義務について規定し、これに対する違反に對して罰則を設けたこと。第三に、探鉱又は二次採取法補助金の交付にかゝる納付金の限度を廃止したこと。第四に、補助金の後払制度の廃止に伴い、補助金の適確な使用を確保するために、補助金の交付を受けた者に対しては経理の状況についても報告を徴し、又は立入検査をすることができ旨のものとすること。等であります。

以上この法案の提案理由及びその概要を申し上げたのであります。何とぞ慎重な御審議の上御賛同あらんことを切に希望いたしますのであります。

○委員長(中川以良君)　そこで委員長より只今の二法案に關連いたしまする資料を御要求申し上げます。先ず國庫原油の生産状況、これは終戦後より今日まで年度別、会社別にお願いをいたします。これは終戦後より今日の年度別、会社別。次は帝國石油の營業報告書並びに決算書、最近の營業期二期分をお願いたします。それから帝國石油の株主名簿。次に外貨予算との關係から見た昭和二十九年の石油類需給想定。次は石油類消費規制の措置要領、いろいろ今日論議されておりますので、その消費規制の措置要領をお示し願いたい。それから最後に石油及び可燃性天然ガス資源開発審議會の名簿。以上を一つ成るべく早く御提出をお願いいたします。

○政府委員(古池信三君)　承知いたしました。

○委員長(中川以良君)　本日は一応提案理由を聞くだけにいたしておきたいと存じますが、なお資料の御要求がございましたら、この際にお申出をお願いいたします。

○小林英三君　なお我が國で現在までに査定されております石油の産額の豊富な地域がわかつておりますれば、石油並びに天然ガス資源でどの地方とどの地方が最も有望であるか、その資料をお願いいたします。

○豊田雅孝君　只今小林君からの資料御要求に關連してありますが、先ほどの政務次官からの説明によります

きが余りにも大きいので、もつと／＼我々ガス事業者としてはガスの普及率を知らなければならぬということを感じておる次第でありますけれども、いろいろ／＼ガス普及についての障害を除くためのいわゆる保護育成の必要があるということを何とぞ御了解願いたいと思います。

最後に我々ガス事業者にとつて先般総理府資源調査会の勧告もあり、又昭和二十八年五月通商産業省の省議決定に基く都市ガス施設拡充五カ年計画という線に沿つて私たちは現在万難を排してその拡充に邁進しておるのでありますけれども、このプランを遂行して行く上には一番障害になつてゐるのは、長期且つ低利の設備資金がなか／＼得られにくいというところでございます。ガスの新しい需用にミートさせるために今後は巨額の投資をしなければならぬ、例えばガスの製造装置を造成して行くとか、ガス溜を増設して行く、或いは導管を延ばして行くというようなための建設資金が莫大に要するのであります。新法令が出ましたならばその新しい法令の下で行政運営面で適切な手を打つてもらうように考えておる次第であります。

それから、これは機会あることにあらからこちらでお願ひしておるのでありますが、我々が又事業者は先ほども触れましたように、電気ガス税というものをやめてもらいたいというのをしばしば言つておるし、それから我々が負担しておるところの事業税がどうしてガス事業にとつては重いというようないふことを考へておるのであります。誠にその点はしば／＼繰返してもなお且つ申上げなければならぬこととて

でございますけれども、成るべくその税金の負担というものを軽くして頂きたいと思ひます。以上を以てしまして私のわゆる陳述を終らせて頂きます。どうも御清聴頂きまして有難うござい

る次第であります。併し法案第二十五条においてガス事業者以外の者がガス事業者の供給区域内に導管によりガスを供給するときにつき、これを単に事前届出制とされておりまして、御当局の立案の御精神は諒といたしまして、も、現実的には問題でありまして、ガス事業者の規模が小さく、ガス事業者以外の者であつてガス事業者の供給区域内にガスを導管により供給しようとする者の規模が著しく大であつて、而もガスの供給源を独占しておるような場合には後日ガス事業者と、ガス事業者にガスを供給する事業者との無用の紛争を起さぬよう嚴重な御方針の明示が必要かと思ひます。

○委員長(中川以良君) 有難うござい
それでは次に東部ガス株式会社の穴水三郎さんをお願いいたします。
○参考人(穴水三郎君) 私は只今御指名を頂きました東部ガス株式会社社長穴水三郎であります。先般はガス事業法案御審議に際しまして現地御調査のため西川、岸、三輪の諸先生には余寒なお厳しき折柄にもかかわらず、わざわざ天然ガスを主体とする秋田市においでを頂き、帝國石油株式会社及び当社秋田事業所並びに秋田市監ガス事業所の実情をつぶさに御視察を賜りましたことは誠に光榮に存じ、心から御礼申上げる次第でございます。又今般は委員長の中川先生から参考人として出頭せよとの御指名がございましたので、この機会にいささか所見を申述べさせていただきます。

次に私ども中小ガス事業者として特別にお願いしなければならぬことは、法案第二十一条熱量等の測定義務、第二十六条会計の整理、第二十八条保安基準、第二十九条ガス成分の検査義務、第三十条導管の工事、第三十一条導管工事の届出、第四十六条報告の徴収、第五十二条権限の委任等細部に關しましては政令、通産省令の規定に委ねられておる条文が非常に多いのであります。政省令の規定の内容、特にその運用如何によりましては比較的規模の小さい地方ガス事業者にとりその事業経営を困難に陥れる虞れが多分でございます。政省令の御制定に際しましてはその運用の面において地方中小ガス事業者につき何とぞ格別なる御配慮を賜るよう切にお願ひをいたしますと共に、一日も速かにガス事業法案の国会の通過を希望いたします次第でございます。以上簡単に申し上げますが……

○委員長(中川以良君) 有難うござい
それでは最後に東京都の経済局の速藤商工企業部長をお願いいたします。
○参考人(速藤博君) ガス事業法案の御審議に當りまして関係者の一人としてしまして地方庁の側の意見を申し上げる機会をお与へ頂きましたことを厚く御礼を申し上げます。実は副知事又は局長が出席しなければならぬのでございしますが、丁度今日は都議会の予算審議の委員会を各委員会とも開いておるような都合でございしますので私は代理で伺つたような次第でございます。御了承願ひます。

ガス事業が独占的な公益事業でありますことは申上げるまでもないのであります。同時に又公害を伴うわけであり、同時に地域に定着して行われるという事業でありますので、一般市民生活の利益の確保、或いは地方産業の振興、又は都市計画の推進等を図るを任務といたします地方庁といたしましては、ガス事業の振興に對しまして関心を持たざるを得ないのであります。特に供給区域とか或いは供給規程、料金の問題、それからガスの製造供給等の施設に対する保安上の監督の問題、災害時の応急対策、或いはその後始末等につきましては格別な深い関心を持つておるわけであり、この方面の現地処理を必要といたしましては、地方の行政機関である地方庁に委任した方がより適當ではないかと、いふふうに考へておる次第でございます。旧瓦斯事業法或いはこれを受けました公益事業法等におきましてはそういった措置をお含みの上だと思ひます

が、一応知事の権限もあるのであります。ところが今回御立案になりましたガス事業法案におきましては、先ず第一に地方庁で問題となりましたのは、実は昨年の五月でございしましたか、公益事業局のほうから、ガス事業法の審議会のほうがお示しになりました案を見ますと、ガス事業者が他人の土地に立入る場合の許可の権限は、障害となる植物を伐採するとか、或いはそれを移植する場合に紛争があり、またその裁定の権限、以上の二つに關連いたします損失補償についての裁定の権限、この三つが地方庁の権限として残されたのみでありまして、他はすべて大臣の権限に吸上げられました。而も大臣の権限は政令によつて一部通産局長にだけ委任する、従来は、地方庁にお配りいたしております資料の四という番号のありました一覽表に大体従来のこの権限の比較表のようなものを書いておるわけであります。相當各方面に亘りまして一應監督の権限があつたのであります。それがすつかり以上の三点を除きまして、國に吸上げられたという、この点に對しまして、相當地方庁では考えなければならぬのじやないかということいろいろ議論をしたのであります。その先陣を承りましたのが、実は昨年の五月でございしましたか、近畿地方の六府県知事の連名を以てしまして、これは非常に地方自治体の実情を知らないところの法案であるということと、その当時、六府県知事の名前におきまして、各方面に陳情が行われたのであります。都におきまして、これを受けまして、やはり大体同趣旨の陳情を行なつたのであります。その後これが全国

知事會議におきましても議題となりまして、お配りしております資料の一番上の第一のこのように要望を各方面に出したような次第でございます。大体これに基いて、我々のほうの地方庁の立場としての要望を申し上げます。ならば、大体三点ばかりになるのであります。その前に我々の陳情を或る程度お認め頂きますと、今回出しましたこの法案を見ますと、第五十二条でござい

ますか、監督の権限を通産局長又は都道府県知事に委任することがあるというふうに改められまして、地方庁の権限が或る程度認められるようであります。この点につきましては皆さんの御理解ある御審議のほどを大変に有難く存じておる次第でございます。併しながらどういふ条項が地方庁に委任になるかということが実はまだわからないのであります。この点につきまして最後の線として三項目ばかりお願いしたいと思つております。

その第一は、この全国知事会のほうから要望いたしましたその記のところに書いてございますが、第一は法案第二十八条二項のガス工作物の維持については都道府県知事の権限を明記して頂きたい、或いは政令によつて委任して頂きたい、こういうことを要望いたしておるのであります。この二十八条のガス工作物の維持と申しますのは、ガス工作物が標準の基準に維持されておるかどうか、常には維持されていないと、保安上危険であるという立場から、保安的な改造又は修理、移転等の命令の権限等でございます。こ

ういつたものは緊急且つ適確に現地において行ふ必要があるというので地方

庁の権限にお任せ願いたい、かように考へておる次第であります。

それからその第二に法案四十六条、四十七条の事業報告の徴収及び立入検査につきましても都道府県知事にも法律上の権限のあるようにして頂きたい、かように考へる次第であります。これを今まで申しましたように、住民の利益の確保とか、或いは都市計画のほうとの関係の調整、そういうふうな面からこういつたことは地方庁におきましても知つておきたいということに要望しておるような次第でございます。

それからもう一つは少し問題が小さくなりますが、資料の二の東京都の知事名を以ちまして今年の二月でござい

ますか、関係方面に要望いたしました最後のところを書いておりましたが、施行規則で定められたい事項といたしまして、ガス事業法関係の大臣宛の申請のうちで、事業の許可とか或いは供給区域又は設備の変更、供給規程の変更及び導管工事方法的認可、こういうものにつきます。これは原則として都道府県知事を経由することにして頂けないかと申します。これは、こういう関係は、いづれも先ほど申しましたような趣旨によりまして地方自治団体といたしましてはこれを知つておくほうが、住民の利益のために、又都の道路、交通、水道等の各種の事業との調整の上におきましても必要であると思へる次第であります。かような要望をする次第でございます。

大変わかりにくい説明を申し上げます。恐縮でございますが、なお御質問でも頂きますれば更に附加えたいと思

います。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。

それでは参考人のかたへに對する御質疑をお願いいたします。

○西川弥平治君 只今上野さんからいろいろとお話ございましたが、税金の問題がございましたが、税金の問題について少しく伺つて見たいと思つております。

東部ガスさんは天然ガスと石炭ガス、両方を御販売になつておるようでありますが、天然ガスの場合には熱量が八千乃至一万カロリーのものを御売業者であります。帝石から受入れまして、それに対して空気を混入いたしまして、或いは石炭ガスを混入いたしまして四千二百、三百カロリーの市中に供給しておられるというふうなことを私は聞いておりますのであります。その場合におきましていづゆるガス税は空気を混入したくないいづゆる生の八千乃至一万カロリーのものに対してガス税を払うのであります。或いは空気を混入したものでございましてガス税を払うといふこと、徴収するに申しますか、いたしておるということについて一つ伺つておきたいと思つております。

○参考人(穴水三郎君) 空気が混入したガス税を混入したものに對して電気ガス税がかかるのであります。

○西川弥平治君 実はこの天然ガスの場合におきましては、井戸から噴出したしますガスに対しては賦産税がたしか取られてゐる。それが今度は御売業者から小売業者に、いわゆるガス会社に参加しまして一般供給を受けるかたは

今度ガス税を取られるということになりますと、私は二重の課税になるのではないかと感じがいたします。が、その点に關しましてこれは公益事業局長に伺ひますが、その関係はどうなりませうか。賦産税を取られたものを更に空気を混ぜて、その空気を混ぜたものに今度は税金をかけるということになるような形でありませうか、その点についてはどういふお考えでありますか。

○政府委員(中島征帆君) これは賦産税とガスの消費税はやはり目的が違つておりまして、いわば二重に取られることになりませうが、一方で所得税を払ひながら別に又消費税を払うという個人の場合と同じように二重の課税になるのであります。大体これは止むを得ないと思ひます。ただ普通の天然ガスは石炭ガスと違ひましてコストが低廉でありますので、賦産税とガス税と二重に払つておるために特別にこのガス税が高くなるということはありません。

○西川弥平治君 それは今お話のように、この徴収は性質が違ふと言へばそれだけのことでありますけれども、どうも私はその点についていささか酷ではないかという感じがするものであります。賦産税を取られてそれがすぐ空気が混入したものに對して又一割の税金がかかる、これは相當酷ではないか、法律上取らなければならぬという、性格が違ふということであらば仕方がないけれども一般の消費者に對して非常に酷ではないかということを感じておりますが、如何でありますか。

○政府委員(中島征帆君) 我々の立場からしますと、できるだけ如何なる税金も安いほうがいいのであります。併し賦産税というものは出て来ます。賦産税に對する税でありますから、仮に採掘業者とガス事業者が同じ天然ガスにつきまして分れておる場合には、やはり一方で賦産税を納め、他方においてガス事業者はガスを供給するものとしてそのしたガスにつきましてガス税を徴収するといふ立場になりまして、どうも課税の対象が違ひ以上止むを得ないと思ひます。例えば普通の事業の場合におきまして、事業税を支払ひ、それからその事業から生産されるものについては物品税がかかる、こ

うふうなお考えをお持ちでございますし
ようか。

○政府委員(中島征帆君) 電気は現在
電気税を免除されておりますのは、一
部の公共用のものであります。それか
ら一部の産業、特に電気を原料的に使
うような産業等についてでございます。

ところがガスにおきましては、大
体の需用家、いわゆる一般家庭用が大部
分でございます。工業用も一部ござ
います。これに対して特に免税をす
るというふうなことをしなければなら
ん事情はないというふうな関係で、従
来そういうものは除外されておりました。

ただお話のように、研究用、学校
用等は除外されているわけでございま
す。今度電気につきましては更に免税
範囲が拡張されております。やはりガ
ス税につきましても、一応ガスを使い
ます需用の事情を十分調べまして、こ
れにつきましても研究の余地はあるの
じやないかと思ひます。

○西川弥平治君 この卸売ガス事業者
のほうから直接に特定な業種に供給を
いたしておる場所が多々あるのであり
ますが、そういうものに対しましては、
このガス税を徴収いたしておりま
すか、如何でございますか。

○政府委員(中島征帆君) ガス税を取
つておられますのは、一般ガス事業者か
らの供給ガスだけでありまして、特定
供給の場合にはガス税はかかつており
ません。

○西川弥平治君 そういうことは非常
に私は偏頗な措置ではないかと考えら
れるのであります。一般家庭のガスに
対しては非常にあれを取るが、事業を
やつておるような大量なガスに対して
ガス税を取らんということは、私は誠

にこれは解せないことであると考えて
おるのであります。更に私はこれは声
を大にして言わなければならんことは、
生ガスを供給されておつて、而も生ガ
スでありますから非常に熱量で、倍
の効率もある熱量を持つておる。それ
に対して全然ガス税を徴収いたさない
で、空気を混入した、もう半分、半分
以上と申していいほどの空気を混
入したのによつてガス税を取るとい
うようなことは、誠に私は偏頗な措置
ではないかと考えますが、この点如何
でございますか。

○政府委員(中島征帆君) ガス税は御
承知のように、ガス料金に對しまして
その一割を徴収しておりますが、若し
もこれを一立方メートルあたり幾らとい
うふうな話であります。お話をうかが
うと公平になりますけれども、一キロリ
たり幾らでありますか、仮にカロリーの高
い生ガスを供給したとすれば、それは
やはり一立方メートル当りのガス料金とい
うものは高くなります。従つてそういう
徴収の方法をすれば、やはり立方メートル
当りのガス税は高くなり、併し熱量で行
けば空気を混入しようと、しまいと結
局においては同じ程度のガス税を払
う。こういうことになるわけでありま
す。

○西川弥平治君 それは公益事業局長
さんは現実を知らない御答弁と、私は
思ふのであります。実際の場合におき
ましては、卸売を賣いたガスの一立方
メートルの値段と、一般需用家が供給を受
けておるところの空気を混ぜた一立方
メートルの値段の点を一つお調べ下されば一
目瞭然のことであるのであります。決
してそのポリウムとか、いわゆる
ガスの比重等によつてその絶対値が同

じであるというところはこれはないはず
でありますから、その点は一つよく御
検討頂きたいと思ひます。し、どうも
私は却売業者から或る特定な会社、營
利会社へ売つておるガスが、ガス税が
なくて、そして一般家庭に行く、而
も薄い、薄いと申しますと変な言葉に
なりますが、薄いガスがガス税がある
なんというところはちよつと常識から考
えても法律がさうだとすればこれは仕
方がないのですけれども、それはちよ
つと変でございますか。

○政府委員(中島征帆君) ガス税は先
ほど申し上げましたように消費税でござ
いますので、従つて需用家がガスを使
つてそれに料金を払います場合にその
料金に一割をかけるという建前になつ
ております。以上、卸売業者がガス事
業者に卸すところにかけるという場合
とちよつと意味が違ふのであります。
ですから若し消費者に對しまして生ガ
スを供給しますというのであれば、消
費者の買います生ガスに對して一割を
けるという考え方になるわけでござい
ます。若しこれを生産者課税と申しま
すか、卸売課税と申しますか、そうい
うような段階で課税するとなればおの
ずから話が別になつて来ます。

○委員(中川以良君) 今のことに對
して何か御意見ございしますでしやう
か。穴水参考人如何でございますしや
うか。

○参考人(穴水三郎君) この問題はガ
ス事業法案と関係ございせんので、
意見ございせんので、
○三輪貞治君 同じ供給地域内でさう
いう取扱がされると、非常に多くのガ
スを使う事業をやつておる人は特定供
給をだん／＼希望するという傾向は出

ておりませんか。これは両方か
ら一つ。

○政府委員(中島征帆君) もしもガス
事業者がおりましてその地区内で特定
供給ということが起りますという、
やはり勿論この場合におきましては税
金もかかりませんし、又コストも安い
という関係から、比較的安く買えます
ので特定供給を希望するものが多
いと思ひます。併し現在まではそれほど
ございませんけれども、將來まあ本當か
ら言つてそれを許可制何かして抑え
るのも一つの方法かと思ひます。し、
まあ我々今考えておりますのは、
特定供給というのが起りますのは、大
体自家用のガス用設備を持つておるも
の、或いは天然ガスを取扱つておるも
のが自分の直接関係の、最寄りの工場
等に対して、例外的に供給するとい
う場合であります。それがだん／＼
拡がつて相当多数のものに特定供給
するといふような場合におきましては、
一般供給者との区別がつかなくなりま
すから、その場合におきましてはやは
りガス事業者としての手続を踏んでも
いらい、こういう必要があるだらうと思
ひます。従つてその段階に達しました
ときにはさういふような手続を踏める
ように一応この法案にいたしましては
特定供給につきましてもの届出をとりま
して、その実態を常に把握して行こう
と、さういふような手段でまあ考えて
おります。

○三輪貞治君 先ほど穴水参考人の
ほうからこの点についてお述べになり
ましたが、併しいろいろな事情をお考え
になつて余りはつきりはおつしやらな
かつたのですが、届出制はやはり御
迎されないではないかというふうな

印象を受けました。その場合に届出に
對して如何なる通産省としては行政指
導をなさるつもりでありますか。

○政府委員(中島征帆君) 一応これは
特定供給というのはガスの生産者と、
それからその特定の相手方との特別な
契約でございますので、それに余り立
入るつもりはございませんから、ただ
それがだん／＼拡がりまして相手方が
多数になりました場合には、先ほど申
しましたような意味で、一応ガス事業
者としての手続を踏んでもらいたいとい
うふうな通告をするわけであります。

○三輪貞治君 將來においては許可制
にするお考えがおりますか。

○政府委員(中島征帆君) もしもこの
程度の措置で以てなかつた所の目的
が達しない、従つて特定供給の届がだ
んだん殖えて来たといふ場合におきま
しては、その場合におきまして又考え
たいと思ひます。

○海野三朗君 今に關連して、只今
西川委員の御質問に關して、局長はそ
の答弁が非常にあやふやである。私が
重ねて伺ひたいのは普通に使ふところ
のガスの値段と、大口で使うところの
カロリーの多いガスの値段とが違ふと
いうこと。これは一体正しいあり方
であるとお考えであるかどうか。それ
を伺ひたい。

はりセーブができるというような考え
方から、或る程度割引をするというこ
とは適当ではないかと思つておりま
す。併し特別にいわゆる特定供給につ
きまして安くするということは、これ
は一般ガス事業者の場合にはござい
ませんで、他の自家用ガスの設備を持
つておるもの、或いは天然ガスの採掘業
者等が特定のガスに優遇供給をする場
合におきましては、これは個々の値段
でございまして、これは一般のガス料
金に比べてまして安いというところは起
り得ることでございまして、一般のガ
ス業者から供給します場合には常に
供給規程によりまして一定の量を使
えばその規程の料金を払うというふう
に一律にしております。

○海野三朗君 今のガスの場合も電
気の場合も同様なものでありますが、
電気の場合にしましては、我々が使
つておるところの電気の料金と、大
口工場等使用ところの電気の料金が
甚だしく違つておる。そういうふう
なあり方、即ち今のガスの場合でも
同様それが幾らか安くなるというの
はこれは認めてやつてもいいのであ
りますけれども、そこに格段の差があ
る。つまり程度問題である。そうい
うことは私は全体として今日このガ
スの料金のあり方も、電燈料金のあ
り方も、私には甚だ間違つておるの
じやないか。つまり小ものじやない
か。そして大ものじやないかという
ことをしておるのじやないかという
ことになるのでありますが、局長はど
ういうふうにお考えになつていらつ
しやるか。電気の料金なんぞも我々
のほうでは一キロワット当り八円近
いの、ところが大口工場は一円七十
何銭かで

どん／＼大口は使つておる。それは
一般の場合と違つて悪質の電気であ
るからとか、或いは／＼ここに詭弁を
弄されるけれども、それにおのずから
限度があつても差支えないのではな
い。甚だしきは四倍にもなつておる
ではないか。我々はこれについては甚
だよくない方である、こう考へてお
るのでありますが、その点について同
長の偽らない、ごまかしのない率直
な意見を一つ承りたい。

○政府委員(中島征帆君) 多量に使用
する場合の料金割引はガスにはござ
いません。電気は使ひ方によりまして
大口、或いは電燈との相違がござい
ますが、ガスの場合は割引の率は非
常に、極めて幅が小さくて、まあい
わば大口のお得意さんには少しおま
けしよという、その気持ちを現わす
程度でありまして、特別に優遇する
という大きな開きはございません。電
気の場合におきましては同じように、
例えば家庭用の電気の場合と、それ
から非常に大口の電気の場合とは
かなり単位当りの電力料金は違つて
おりますが、これは電気料金の構成
上から言ひまして電燈料金におきま
してはいわゆるその設備料という
性質のものでございまして、それ
から電力料金、それから電力量料金
との二つに分れております。家庭の
場合にはこれは基本料金という恰好
でとられておりますけれども、その
点の構成が違つておまして、従つて
大口一キロワット当りの単価と、そ
れから家庭需用、電燈の場合の単
価というものはこれは比べただけで
は十分でございしますが、それをこ
めて考へまして大口のほうは安くな
つておるといふことは事実でござい
ます。併しこれは考

え方としましては小口個別原価主義
とつておまして、大口の場合におき
ましては、例えば第二次変電所から直
接に高圧の電気を送つてもらえる。こ
の場合におきましては送電線或いは配
電等の経費を考へまして極めてコス
トは安くなつております。それからこ
れは家庭の場合には非常に／＼に散
らばつております個々の需用家に対
して、細の目のような配電線を張つ
ておまして供給するわけではござい
ませんから、その意味におきまして一
つの供給原価というものは高くなる。
飽くまでこれは原価主義によつてそ
ういふふうになるのであります。

○委員(中川以良君) ちよつと注意
しておきますが、参考人をお招きし
ておきまして、参考人に対する御質
疑を頂きます。冒頭に私が申し上げ
ました通り参考人に対する御質疑が
終了したならば公益事業局からガス
事業の五カ年計画並びにこの法令に
伴う政令案の説明を聴取いたします
ので、その際において御質疑をお願い
いたします。

○西川弥平治君 委員長さんの言わ
れる通りでありますので大変申訳
ございせん。東都ガスさんによつと
お伺ひいたしますが、御売業者から
直接に工場等に供給をしてもいい
というところがある。最近秋田にも
ありました。要するに、各所にこ
ういふような要求があるやに私は
聞いております。新潟県においても
私の知つておる範囲においても数
箇所あるやうであります。こういう
ものに対して率直にあなたが

たから、こういうものに対しては供給
をしてもらいたくないとか、或いは差
支えないとかいうような一つ率直な御
意見を承つておきたいと思ひます。

○参考人(穴水三郎君) ガス事業者で
ある以上自分の供給区域内においては
絶対に他の業者の供給は断りしたい
と思つております。

○西川弥平治君 これもちよつと多少
的外れておるかも知れませんが、一
つ伺ひたいと思ひます。私はこの間
秋田を視察いたしました。調べるのを
忘れて来たことがございまして、それ
は秋田市内におきまして、相当な数の
区域におきまして、相当多数のいわ
ゆる、僅かばかりのガスであります
が、直接に販売をしておるところが
相当ございまして、あれに対してガ
ス税を一体徴収しておるか、おら
ないか御存じございせんか。

○参考人(穴水三郎君) 供給区域内
においてそういう例があると思ひま
すけれども、現在私の供給区域内に
おいては御売業者が直接供給はして
おられております。

○高橋衛君 東京都の遠藤さんにお
伺ひしたいのでありますが、私も余
り研究しておらずにございまして、
ガス事業に對して地方公共団体側の
御希望の点は同様に電気事業につ
いても同じ理由が成立つてはな
いと思ひます。現在までの経過はど
うなつておるかと。

○参考人(遠藤博君) お説のごとく電
気事業法に對しては殆んど同一の
主張を裏はしておるわけでありま
す。御承知のごとく、まだこれは法
案となつて出ていないやうでござ
いますので、

従ひましてこのガスの関係はど
具体的にまだ陳情してないのであり
ます。

○高橋衛君 現状をお伺ひして
います。現状如何なる権限があるか
といふこと。

○参考人(遠藤博君) 権限でござ
います。権限は電気におきましては
殆んどありません。やはり植物の伐
採とか移植についての最低の権限
とか、土地立入の場合の許可とか、
その程度でございまして。

○高橋衛君 私は、このガス事業に
ついて沿革的に地方長官に権限が与
えられたのは専ら当初の成立が都市
に限定されておつた、その地域に
限定されておつたといふ理由から
して、地方長官にそういう権限が与
えられたという理由も相当あるで
はないかと、私は考へておるの
であります。従つて今日のように
相当広い区域が供給区域になつた
といふ状況になり、又これが全国的
な立場になるといふことになれば
おのずから電気事業と同じような
性格に質的な変化を来しておる
のではないかと。これは私の意見
でありますからあえて御答弁を
求めたいと思ひます。それからガ
ス事業のかたにお伺ひいたした
いのでありますが、ガス事業の中
には非常に大企業の形態である
ものと、未だに中小な極めてプリ
ミティブな状態にあるものとが
相当混在しておるやうに思は
れるのであります。従つて大きな
企業については東京都の、又地方
長官側の御主張の点が電気事業
と同じやうにそれほど根柢の大
きいものでないと感じられるので
あります。小さな企業については
そういうやうな

ものがあり得るのではないかという感
じであります。なぜそういうようなこ
とを感じられるかと申しますと、こ
と、例えばガス事業については今度の
法案につきましても主任技術者の制度
があつて、この主任技術者を通して相
当厳格な、極めて微細な監督が行われ
る。従つて一方においては主任技
術者自体についても御意見を伺いた
いのでありますが、すでに国家試験によ
つて検定を受けた者が千二百名もあ
る。そういうことによつてなお且つ試
験を施行しなければならぬ。そして
国家があえてこういう問題について介
入しなければならぬという理由が必要
であるか。恐らく大企業については殆
んどないと思つておりますが、中小
と申しますか、むしろ小さなブリミ
ティブな状態にある企業についてそう
いうような必要がある。従つてそうい
うような非常な原始的な、又国家として非
常に厳格に監督をしなければいかん、
常時目を離さなければならない企業
の状態にある場合には同様に地方団体
としても又相当重大な関心を持たざる
を得ないというふうな感じをいたすの
であります。その点について恐らく
東京都の場合においては御答弁を要求
しても無駄だと思つておりますが、上野さん
なり、東部ガスの社長さんであります
か、からその点についての御意見を伺
いたいと思つております。

○参考人(上野次郎吉君) お答えを申
上げます。どうも地方におきましては
有識者はなかなか得られない。勢い自
社の従業員を育成して国家試験を受け
させてその資格をもらわなければなら
んという実情にありますので、試験制

度を存続してもらつて有識者を雇入れ
るというところになると思つていま
す。

○参考人(穴水三郎君) 同様な意見で
あります。

○高橋衛君 私のお聞きしたており
ますのは、主任技術者の制度があれば、
そういうふうな主任技術者を格付け
するためにそういう試験制度が必要で
あるかも知れませんが、主任技術者の
制度自体が、又主任技術者を通じての
監督の方法自体が、相当立入つた監督
でありますので、そういう事柄が大体
においてはもうすでに必要ないじやな
いか。十分会社を信用していいじやな
いかという点をお聞きしておるのであ
りまして、その制度自体が必要である
とすればそういうふうな制度も必要で
あるという御意見にもなるうと思つて
います。その点についての御意見を伺
いたいと思つております。

○委員長(中川以良君) 上野参考人如
何ですか。制度は要らないんじやない
かというふうな質問なんですが……

○参考人(穴水三郎君) もう一度御説
明願いたいと思つておりますが、主任技術
者に国家試験を受けさせる必要がないと
いう、こういう意味なんですか……

○高橋衛君 只今ガス事業法案により
ますと、各工場ごとに主任技術者を
置くことが必要であると、又主任技術
者は法令上の会社の経営者とは別個の
独立の責任を持つておるという点。そ
れから従つてその主任技術者というも
のは国家試験に通つた者でなければな
らんとするところになつておるのであ
ります。ところが先般政府委員に聞いて
見ますと、主任技術者としてすでに
試験に合格した者の数が全国で千二百
名あるということでありまして、恐らく

は東京ガスとかその他のガスにおい
ては百名を下らんところのすでに資格を
持つておる者がおられる。又地方の小
さな企業におきましてもそういうよう
な技術者を得ようとするばどこからで
も得られるという状態にありはしない
かというふうな感じられるのでありま
す。その点でつまり主任技術者を置く
場合においても、必要じやないじやな
いかという一つの質問であつたのであ
ります。同時に又そういうふうな大
企業におきましては、すでに技術者の
組織もできておるし、又長い間
自主的に相當な保安設備なり、その他
のことをやつておると思つたのであり
ますから、特に会社の経営者が直接に主
任技術者を監督して、そうして主任技
術者にいろいろなことを命ずる、又場
合によつてはこれを解任することもで
きるというふうな制度を別個に置くこ
との必要があるかないか、その点に
ついてお聞きしたいとおるのでありま
す。

○参考人(穴水三郎君) 私の会社の実
情について申し上げますのでございま
す。現在国家試験を受けるということ
は、私の会社においては、各職員が非
常に希望がありまして、地方におきま
しては殆んど勉強に刺戟がございま
せんのです。国家試験を受けること
によつて非常に刺戟になりまして、各
人のお互いに競争し合ひまして、ガ
ス事業発展の一助と現在なつておるま
すから、この点から考えますと、国家試
験を受けることは非常に必要のよう
に思われますのでございまして。

○高橋衛君 上野さん、どうございま
すか。

○参考人(上野次郎吉君) 私どもも大
体同じでございます。

○高橋衛君 そういたしますと、単
に……

○参考人(上野次郎吉君) 果してその
技術屋さんが保安の責任があるかど
うか、ものの判断のしようがないのであ
ります。

○高橋衛君 非常にしつこいようであ
ります。私は保安の責任を完うでき
るかどうかという問題は技術者の技術
的な能力の問題よりも、むしろ誠意を
持つておるかどうかという点に、より
多くウェイトがあると考えておるので
あります。それは未熟な、それほ
ど頼りにならないところの技術者のみ
が大体各ガス事業会社におられるのであ
ります。その辺もう一遍……

○参考人(上野次郎吉君) どうも恐入
ります。

○高橋衛君 一つ御答弁をお願いした
いのでございまして。

○参考人(穴水三郎君) 私の会社にお
きましては、一つの私の会社内部の勉
学の方法として、特に保安基準等につ
きましてはまだこれからでございます
が、審議会の勧告によつて今後きまる
のじやないかと思つて、まだきま
らないものに対してどうと云うことは
今日できないような気もする。この点
はちよつと私まだ保安基準がどうきま
つてどうなるかという審議会の様子を
聞いておりませんから、その点わかり
かねます。

○高橋衛君 どうも甚だしくて失
礼でございますが、この主任技術者の
制度は法律で定めなかつたのでござ
います。現状についての経営者の御判
断をお願いしたいと、こういうふう
に思つております。

○参考人(上野次郎吉君) 申上げま
す。一つの会社に資格のある人が何人
おつてもいいのじやないかという考
え方から、今穴水参考人が申上げた
ように、そういう点で会社として試験
に応募しておる現状でございます。
それはやはり今申上げましたように、
誰でも保安の責を負うだけの技術と資
格を帯びておきたいというのが我
我の考へておるところであるからで
あります。

○三輪貞治君 私は主任技術者につ
いてちよつと別の立場から、第三十二
条でこれは義務付けられておるのであ
ります。ところが、そういう義務が生ずるとい
うことは苛酷になりはしないかという意
見を持つておるのではありませんが、皆さ
んの御意見を承りたい。

○参考人(上野次郎吉君) 申上げま
す。これは今先ほど高橋さんからお
話があつたように、前からある制度で
ございまして、大體行渡つておるよう
に思つております。

○三輪貞治君 それからこの三十七
条で通産大臣が主任技術者の解任を命
ずることができるようになつておりま
す。これは運用の方法によつて、行政
機関の企業に対する干渉ということに
も考えられるわけですが、この点如何
ですか、解任命令の件ですね。

○参考人(上野次郎吉君) お答えいた
します。法文の書き方は、或いは三輪
さんがおつしやるようにそのなかも
知れませんが、現実の問題では大體何
といひますか、解任命令が来る前に
社でやめさしておるのではないでし
ょうか。

○三輪貞治君 三十四条によりまして主任技術者の免状の返納を命ぜられた者が二カ年を経過しない者には再交付しない、こういうふうであります。が、二カ年というのは苛酷ではないかという意見もあるわけですが、如何ですか。自動車の運転手の免状くらいに短縮したらどうかという声も聞くのでございますが、三十三条の四項の一ですか。

○参考人(上野次郎吉君) お答えします。二年という期間は短縮ではないかというふうなお話でございしますが、大体相対的な問題で、私どもよくこれはわかりません。自動車の運転手のかたはそれより短い期間であるのか、それよりも、二年よりも長い期間であるのかよくわかりません。けれども大体保安上の全責任を持つておるものが、何かの都合で不行届があり、主任技術者免状を返せと言われたならば、制裁的な意味でも普通は大抵二年くらい整居閉門してもいいのじゃないかと思ひます。期間の短い長いということについてはよくわかりませんのです。

○委員長(中川以良君) ほかに御質問はありますか。

○大谷賛雄君 ちよつとお尋ねいたしますが、先ほど高橋委員からガス事業は非常に大きい会社もあるし、小さな会社もあるというお話でございましたが、そこで先ほどはこの法律で結構だというお話であつたのですが、この小さな会社が非常に困るというふうな点はないのですか。

○参考人(上野次郎吉君) 小さい会社といへどもガス会社であるという看板を掲げている以上は、世間のいわゆる公益事業者でありますので、先ほど申

上げましたように、絶対に中規模或いは小規模のガス事業者としても、新法案によつても大した面倒もないという意味合いで、二本建に法律をするというふうな必要については、どうも考えられないのじゃないかと思ひますが、小さいガス会社は、このガス事業法でやれ、大きなガス会社はこのガス事業法でやれというのには、小さい会社は面子の工合が悪いようでありまして、やはり一本でいいのではないかと思ひます。

○大谷賛雄君 そうすると先ほどお話のように、法案の問題についてはこれで差支えないと、こういうことでございしますか。

○参考人(上野次郎吉君) この法案に掲げられてゐる程度のものでございというところもありません。

○大谷賛雄君 そうでございしますか。

○三輪貞治君 それから先ほどの特定供給に關連してでございしますけれども、八千なり一万のカロリーの高い状態でガスを原料に使う工場等に供給されておることがあります。

○参考人(大谷三郎君) 現在はそのう事情はございせんのです。

○海野三朗君 只今のあれは、大体カロリーはどれくらいにして送つていらつしやるのですか、ガスのカロリーは……。

○参考人(大谷三郎君) 私どものカロリは三千六百キロカロリーでございします。これは天然ガスとコールガスを混淆して送つておるのでございしますから……。

○海野三朗君 天然ガスとコールガスを混入して三千六百キロ・カロリーになりますか。

○参考人(大谷三郎君) 私どもが供給するガスは、要するに天然ガスとコール・ガスを混ぜたものを供給してあります。併し実際はこれに空気を入れます。生ガスは九千キロ・カロリーでもありますので、これに空気を入れて、同時にコールガスを入れて……。

○海野三朗君 空気を入れてですか、わかりました。

○三輪貞治君 それから先ほどの質問ですけれども、今はないということですが、生ガスと同じカロリーのものを供給されるということは、ところがあなたの供給地区の中で生ガスと同じカロリーのものを受ける業者が出て来た場合、一週特定供給を受ければ税金を納めないでいいから安いということになれば、自然そういう業者は特定供給を希望するという傾向はありませんか。

○参考人(大谷三郎君) その点は私自身も非常に憂慮してゐるのでございまして、私自身の供給区域内においては是非そういうことがないようにと、こゝろ思つております。

○委員長(中川以良君) ほかに御質問はございせんか。それでは参考人のかたに對します御質疑、参考人のかたの御意見を伺う点はこの程度にいたしておきたいと思ひます。御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中川以良君) さようにいたします。参考人のかたへ一言御礼申し上げます。本日は御多用のところを御出席を賜りまして、殊に長い間お待ちいたしましたし、有難うございします。私ども今後法案審議上、非常にいい参考を得た次第でございまして、我々飽くまで公平なる立場におきまし

て、同法案が立派に役立ちますよう考えまして、今後とも慎重なる審議をいたすつもりでございします。本日は誠に有難うございします。

なお本日はこれから公益事業局からガス事業の五カ年計画に対する御説明がありますので、お差支えなかつたらそのまま傍聴をして頂きまして結構でございします。本件に對しましては、東京ガスを視察に参りました際に、公益事業局長から伺つたのであります。が、同時に御参会にならないかたもございしたので、改めて聴取いたすことにいたしますので、念のため

に申添えておきます。

○政府委員(中島征帆君) 本日都市ガス施設の拡充について資料をお配りしてございします。これについて御説明を申上げます。それと併せまして、別に小さな内閣総理大臣宛の答申書がございしますが、この都市ガスの施設に關しましては、従来戦争中に、戦災に關しまして非常にガスの施設が荒廢いたしましたのであります。今日までその普及に各会社とも努力しておるわけでございします。ところが一方におきましてガスの需用は更にどん／＼増加の傾向にございまして、これに速かに追付く必要があるものでございしますが、かた／＼只今申しました別の資料にございします通り、昨年の一月の終りに総理府の資源調査会で家庭燃料の合理化に關する研究の結果を勧告書といたしまして総理大臣宛に提出してございします。で、この内容を簡単に申上げますと、要するに家庭燃料が日本では高い、ところが日本の木材資源の保護という見地からいたしまして、できるだけ木質系燃

料を他の燃料に切替える必要がある、こういうふうな趣旨でございします。そのために都市におきましては、できるだけガス事業を推進いたしまして、ガス燃料に家庭燃料を切替えるということが必要である。又農村におきましては、ガス事業が普及するということは甚だ困難でございしますから、この面に對しては、別にかまどの改善によりまして、燃料の節約合理化を図ることが必要である。大体こういう趣旨の勧告をされておるわけでありまして、我々もかねてからこういうことは必要であるというふうな考へておりました

が、この勧告に基きまして、昨年の五月にガス事業の五カ年計画と称するものを作つて見たのでございします。この内容が都市ガス施設の拡充というものの中にあるわけであります。要するに資源調査会の勧告もあり、かた／＼水質系燃料を節約して、できるだけ合理的な燃料を都市においては普及したい、こういう趣旨からいへば、な目標を作りまして五カ年の一応の計画を作つたわけでございします。この内容は二枚目の表にございします。これによりまして御説明申し上げます。昭和二十七年の実績におきましては、年度末の現在におきまして、需用家戸数が十八万四千九百戸、こういうことになつております。ところが戦前と比べますと、戦前の最高は昭和十六年でございします。が、二十三年六千戸でございします。従つてまだこの面におきましては、戦前の程度までこの需用が普及してゐない、而も需用家というものは、潜在的には非常にたくさんございまして、現在ガスの需用が、あります都市だけを

とりましても、全体に對しまして三・三〇程度しかガスが引けておらない、こういうふうな実情でございませう。これを昭和三十一年までに普及率を三二・四〇から四〇・〇まで引上げる。それから需用家戸数は大体昭和三十年くらいで大体戦前のレベルまで持つて行こう、こういうふうな大よその計画になつておるのであります。最近の傾向といつたしましては、需用家の数はこのようにまだ遅々として普及してございせんけれども、メーター当り、一戸当りの需用量というものは逐次増加いたしまして、これは一般の家庭の文化生活の向上というものと関連があると思ひますが、各需用家において使ひますガスの量というものは非常に殖えております。従つて単に戦前の程度の設備を持つてということだけでは、戦前の戸数を普及することは不可能でございまして、それ以上単位当りの需用量の増加といふことも考えまして、設備を拡充しなければならん、こういう事情にあるわけでございます。で、上から五六行目にメーター一個当りの消費量といふのがございまして、これは昭和二十七年では年間でございますが、八百五十八立方メートル、こういうことになつております。これは戦前におきましてはやはり昭和十六年のいわゆる最盛期におきまして五百六十三立方メートルでありまして、すでに二十七年におきましては、五割二分程度の増加をいたしております。將來も或る程度この基礎が続くと考えまして、三十二年におきましては、現在の八百五十八立方メートルが千二百二十立方メートルまで来るといふ、こういう予想をいたしたわけであ

ります。従ひまして一戸当りの消費量の増加と、それから需用家戸数を引上げるということのためにガス量は現在昭和二十七年におきましては十五億二千立方メートルでありますのを三十二年においては二十七億まで持つて行く、こういうふうなことになるのであります。これに關しまして原料の問題と、これから資金の問題とあるわけでございます。原料といつたしましてはガス用炭の確保ということが先ず考えられることでございますが、大体におきましてガス用の石炭は大部分国内で供給することは御承知の通りであります。ただ一部製品の副産物でありますコークスの品質等の関係から或る程度の外国炭を輸入することはこれは不可避でございまして、そのほか最近におきましていわゆるピークの調整のために石油を使ひますガス発生装置を特に大きなガス業者においては設けておるわけでございます。この面におきまして、従つて石油、重油に對する需要も一応考えなければならん。これは若しも過去におきましてよくに単に石炭ガスの製造設備で以て行きました場合には冬季の需用期でありますとか、或いは一日のうちの朝夕のピークでありますとかの時期に對するするためには必要以上に大きな設備を準備してもらわなければならん併しこの設備費といふものが非常に金を食ひますので、そういうピーク調整のためには比較的簡易な装置をいたしまして石油ガス発生装置を持つてということが極めて有効でありますので、これは今後とも必要最小限度はやはり維持するように、こういうふうな期待を我々も持つておるわけでありませう。従つて現在重油の輸

入節減問題がございませうけれども、ガス事業につきましてはやはり或る程度の重油は、使ひ必要があるのじやないか。ここに昭和二十九年におきましては、重油の使用と石炭消費量、併の中のは、重油の使用と石炭消費量の外数でございます。これは上の石炭の消費量の外数でございます。二十九年度は八万一千キロリッター、こういうことになつておりますが、實際はすでに原料の伸びの趨勢から申しますと、十二万キロリッターくらいになるのではないかと、従つてこの重油の資料も昭和三十一年の終期におきましてはこの数字は一億六千万四千キロリッターとなつておりますが、二十万近くなるのじやないか、こういうふうな予想を持つておるわけでありませう。それからいま一つはガスの製造数量が増加するにつれて必然的に伴ひますコークスの生産でございますが、これが現在約二十万トン程度生産されておまして、そのうちの七割くらいが市販されております。これは市販のコークスの約六割くらいを占めておるわけでございますが、現在のところコークスの需給状態はほぼ飽和状態に近いわけでございます。将来これがガスの生産量と共に増加いたしました場合に果してこれだけの需用がつくかどうか、ついて来るかどうかという点が一つの問題でございませうが、ここに予想されておりますように、三十二年に三十一万トン程度の生産があり、市販に、これは一部自家用として使ひますから市販には二十一万トンくらいになるわけでございますが、まあ大体この程度のものはやはり需用の自然増加といふことでこれが消化できるのではないか、といふ

うに一応予想しております。併し若しもこれが市場の需用に對しまして過過ぎるといふことになりませうと、コークスの処理、或いはその価格という面からいたしまして、ガスの料金等にも若干響いて来る虞れもあるわけでございます。それから資金の關係でございませうが、ここに、一番下の欄に、設備資金所要額の合計が各年度別に挙つてございませう。これは二十八年度以降この五カ年間に全体をいたしましてこれを想定いたしますと、五百五億、この程度の金額になるわけでございます。これだけのものを五カ年間に確保しなければならん、こういうわけでありませうが、更に毎年の償還等の金繰りの關係を考えますと、五百億が全体では八百億近くになつておる。こういう龐大な金を今後調達しなければならんという点で、これは政府といたしましてでもできるだけ援助をしなければならんわけでありませう。この全体の五百億のうちで、将来資金の確保上から申しまして、又設備費の軽減を図る意味におきまして、できるだけ低利の資金をここに供給してやる必要がある、従ひまして、このうちでできるだけ多くの部分を開銀資金に仰ぐような努力をしなければならんと思つておるわけでありませう。現在におきましては、昭和二十八年度の所要資金総額九十六億幾らに對しまして、開銀銀行の資金が大体本年度は七億程度出るに過ぎないわけでございますが、来年度以降におきまして、いさ少しこれを多額にガスのほうに向けるように一取計らわなければならん必要があると思ふのであります。次の図表がございま

すが、これは別に大した意味はございませんけれども、一番下に使用者の戸数の動きがございまして、これを見ますと、大体三十年におきまして戦前のレベルに回復する。二十七年、二十八年度におきましてはまだ戦前以下である。ところが一番上の生産量を見ますと、昭和二十七年はすでに戦前の最高を突破しておる、こういう状況でございませう。従つて生産量、或いは供給量と使用者戸数のこの開き工合が、要するに一戸当りの使用量の増減といふことを示すわけでありませう。戦前十六、七年頃の開きと、それからその戸数が大体それに匹敵します。三十年あたりの開きを比べますと、ここに非常に大きな違いがある。これだけ将来大きな一戸当りのガスを使用する数量が殖えるという想定に基いておるわけでございます。それ以下は大体この表その他の説明でございまして、概略私が只今申し上げましたようなことを詳しく書いてあるわけでございますので、御覽を願ひたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 引續いて、資料として頂いた政令案の要綱についての御説明を願ひます。

○政府委員(中島征帆君) ガス事業法の施行に伴う政令案でございますが、この政令はここに書いてあります事項が大部分でございまして、その内容は割合に簡単なものでございませう。第一に熱量及び圧力の測定でございませうが、これは二十一条によりましてガス事業者が熱量、圧力を測定しなければならん義務が掲げられております。その測定の方法でございまして、毎日午前九時前後と、午後四時前後、

一番ガスを余計使います時分に製造所又は供給所におけるガスホルダーの出口で測定する、単にこれだけでなく供給区域が東京のごとく非常に大きな場合におきましては、それ以外に適当な測定場所を更に追加してやるということを考えておるわけでありました。それから圧力につきましてもやはりその場所等を規定しておるわけでありました。

それから成分につきましても有害成分がないようにしなければならぬ、こういう義務があるわけでございますが、それに応じて、これは法律の二十九条でございますが、有害成分といふものはガス一立方米当りに硫化水素・〇・二グラム、それから硫黄が〇・五グラム、アンモニアが〇・二グラム、こういうふうな有害成分につきましてこれ以上にならないように常に処理しなければならぬ、こういうことになるわけでありました。その検査の場所、それから時期等もやはりこの政令で規定するつもりでございます。

それから次に準用事業といつたしまして三十八条で保安規定をガス事業者以外の者に適用する規定がございます。これは先般委員会でもたしか御質疑がありました、お答えもいたしたわけでございますが、鉱山保安法、高圧ガス取締法、こういうものがガス事業法とダブるものがあるわけでありました。特に天然ガスにつきましては、鉱山保安法によつてかなり取締を受けておる。これに併せてガス事業法が適用されるということになりますと二重になります。その点はダブらないように一定の線を引くと、こういうことを申し上げておいたはでございますが、これは

政令によりましてここに書いてございますように、鉱山保安法又は高圧ガス取締法の適用を受ける事業につきましては適用しない、こういうことにするつもりでございます。

それからガス主任技術者の国家試験の受験の手数料というふうなものも、これは政令で定めるわけでございます。それから報告の徴収事項といつたしましていろいろ／＼な報告を徴収することができると法律に書いたのでございますが、それによりまして「ガス事業者に対しては、事務所又は営業所の設置又は変更、役員の変更、発行済株式の総数及び一株の金額、事業年度末の経理状況及び設備状況、ガス発生設備、ガスホルダーの稼働開始又は休止、兼業の開始又は廃止並びに災害その他の事故」、これらのものはすべて政令に委ねるわけでございます。それからガス事業者以外の者に對しましては、大体ガス製造以外のもので、ガスを製造又は他に供給する場合におきましては、その氏名、名称、住所というふうなもの、或いはガス発生設備でありますとか、ガスホルダー等を新設いたしました場合或いは変更いたしました場合に届けさせるというふうなことで、ガス事業法に準じておる。それ以外のものは、ガス事業者以外についてはとらないのであります。

それから最後に、権限の委任につきまして、先ほど参考人のかたからもいろいろ御要望がございましたが、現在我々の案といたしましてはここに書いてございまして、都道府県知事に對しましては、現在では設備の完成いたしましたときに、それを使用する

きに使用許可を府県知事が行なつております。ところがこれは今度の法案ではその手続は廃止いたしまして、発生設備を設置するときに認可を受けなければならない、又は完成後の使用認可は要らないというふうになつておりますが、従つてその権限は都道府県知事におきましてはなくなるわけでございます。従いましてそのほかにここにあります「法第三十条による工事の改善命令」、「法第三十一条の工事の事前届出受理」の二つを都道府県に委ねることになるわけでございますが、これはいわゆる具体的工事を行つた場合に、工事の基準といふものをあらかじめ会社で定めておきますが、従つてその基準通り、或いは保安基準の通りに工事が行われておるかどうかということ、これはやはり一番現場に近い都道府県知事に任せるのが適當であるということでありまして、先づ工事の事前届出を府県にいたさせまして、それによつてどこでどういう工事が行われるかというのを承知しまして、これを監督する。それで若しその工事が適法に行われていない、或いは適當でない場合におきましては、この三十条にありまして工事の改善命令を知事が出し得ると、こういうふうなことをいたしたわけでありました。

○委員長(中川良君) それから引続き資料として出ております「天然ガスと石炭との比較」に関する資料の御説明を願います。

○説明員(吉田剛君) 先日この委員会で出張報告にございましたように、海野先生から天然ガスと石炭との比較を説明しろというお話がございましたが、実はこれは甚だ的確な資料ではございませぬのでありまして、実は天然ガスと石炭との熱源としての経済的の比較という御要求だつたと思つたのでございまして、これはお断りしておかなければならぬのは、現在のところそういう具体的な比較が行われていないという実情でございます。従いましてここにいたしました資料について申し上げますと、天然ガスと石炭ガスとは、ただ単に熱カロリーだけで比較したものは問題にならないのでありまして、熱の性質その他の問題が非常に複雑に關連して参ります。併しながら一応そういう問題を別にいたしまして考えますと、先づ第一に熱カロリーだけで考えますと、現在燃焼用に使われております一般炭は大体四千二百カロリーから六千五百カロリーのものが現在の日本の一般炭でございます。それに対しては大体天然ガスは、これはドラムのほうで、メタン系の天然ガスでございますが、これが大体八千五百カロリーといふふうなことになりますから、この点だけから換算いたしますと、千立米の天然ガスは大体二トン二十キロから一トン三百キロという石炭に大体相當するといふ数字が出るわけでございます。

それから、なお、天然ガスと石炭につきましても燃焼効率でございますが、現在のところは石炭につきましてはそれ／＼石炭の粉炭を焚くものを中心にいたしましたポイラーといふものがございまして、ガスはガスのような特別のポイラーを考えなければならぬといふ点で、必ずしも燃焼効率といふものが同じ設備で使われたという場合は比較されておらんのでありまして、そこでただ一応現在でございますデータ

の一つといたしましては、甚だ旧式ではございますが、ランカシャーポイラーだけの何がございまして、この場合を基準にいたしますと、石炭の燃焼効率が、石炭を焚きましてその熱源が有効に使われる率が大体六〇％でございますが、それに対してガスは大体七五％、一五％程度燃焼の効率がよいといふことになつておるわけでございます。従いましてこの(1)と(2)という場合を両方掛け合せて考えますと(3)の場合でありまして、丁度二トン二十キロから一トン三百キロといふものに相當するものに六十分の七十五といふものを掛けましたものが一応この場合には石炭換算比と考えていいといふふうに思われるのでございまして。そういたしますと大体一応天然ガス千立米は石炭の四千二百カロリー、悪いものに比べては約二トン五百ばかりの量に當りますし、大体最高のものといふふうな考えられるものに對しましては、一トン六百程度の石炭に相當するようになつて一応出るわけでございます。それでその経済的な比率はどうかといふことになりまして、先ほど申し上げましたように、石炭は石炭として、或いはガスはガスとしての特別な設備を考慮すべきでありますから、一概にこの数字は用いられないのでございまして、(4)に書いてございましては参考でございますが、大体現在の炭価は、これは卸売炭価でございますが、小口の取引ではございませぬが、而もこれはCIF価格でございますが、大体常磐炭のようなものを中心にいたしますと、四千二百カロリーから五千カロリーくらいまでの炭は大

体今のところ一カロリー当り八十二銭くらいでございまして、その炭の炭価は三千四百円から四千四百円程度というように数字になるわけでございます。これが少し上質の九州、北海道の一般炭になりますと、一カロリー当りが九十銭くらいでございまして、大体五千から六千五百カロリーまでのものの値段が四千五百円から五千八百円というものが現在の炭の値段でございます。これをもう少し申上げますと、実はこの価格は一定の河岸渡し値段でございまして、実は工場その他が使います場合には卸賃とか、或いは工場に持つて参ります運搬諸費用をトン当り三百円乃至三百五十円は考えなければならぬだろうと考へます。仮にこういう例で一つの換算をやつて参りますと、仮に五千カロリーの九州炭を使つたというふうなふうに考へますと、これを天然ガスの千立米に換算いたしますと約九千五百六十円という数字になるわけでございます。五千カロリーの炭が四千五百円であるという場合には、大体千立米の天然ガスは九千五百六十円くらいに相当するというのが一応の前提といたしましては申上げられるわけでありまして、そういたしますと天然ガスの一立米が九千五十銭程度ならば五千カロリー程度の炭を使うのと値段においては同等である。ただここで申上げましたように、この石炭の値段は卸賃とか運搬諸費用は入れておりませんし、それからもう一つ考へなければならぬせんことは、石炭を使います場合とガスをを使います場合には、その燃焼のために使います設備それ自体が相当違うと思ひますので、実を申しますとその設備費はどつちが高いかを計算しなければならぬのであります。実は、

ればわからぬのであります。実は、だこの点はつきり現在のところデータは出ておらないのであります。更にその比較といたしましては、石炭を焚きます場合とガスを焚きます場合とは、大体労働者の数は、石炭を焚きます場合に比べて六割乃至五割でガスのほうが済むということになります。更に石炭を焚きます場合には石炭の置場の問題とか、或いは石炭を焚きましたあとに灰の始末の問題というように、実はガスに比べて目に見えない費用が相当かさばります。そういう点を考慮いたしますと、実は今申上げました九千五十銭というものが五千カロリーの炭四千五百円の場合と相当すると申上げましたが、実はそういう副次的な点申上げますと、九千五百六十銭でもガスのほうが有利であるということは一応申上げられるのじやないかと、こういうふうに思つてはおるのであります。なお、ガスにつきましても非常に問題になりますのは、ただ石炭等と違ひまして、或る意味においては不安定な場合がある、必ずしも常時常にそれだけのガス量が確保できるかできないかという不安性があるという点についてはガスのほうが損であるというところは申上げられると思ひます。そういう点では、まあ一応天然ガスが九千五十銭くらいで、現在の石炭の炭価ならばこちらのほうが有利であらうというふうなことだけは一応申上げられるのではなからうか、こういうふうに思ひます。

要求されました説明につきましては、実は甚だこれは不十分なものであつたことは我々のほうとしてもよく承知しておるのでございしますが、現在のところその細かいところのデータもございせんし、一応一つの前提をおいた形から御説明いたしますとこのような状態の経済効果でございます。

○委員長(中川以良君) それでは海野先生、先ほどは失礼いたしました。どうぞ御質疑をお続け下さい。

○小林英三君 ちよつとその前に……今の政令案の要綱を頂戴して御説明を願つたのですが、この成分等の化学的な問題につきましても政令の取極めといふものはどういふ方がやつたのですか、あなたのほうの同の、この例えは有害成分、有害成分といふか……

知しておるのでございしますが、現在のところその細かいところのデータもございせんし、一応一つの前提をおいた形から御説明いたしますとこのような状態の経済効果でございます。

○委員長(中川以良君) それでは海野先生、先ほどは失礼いたしました。どうぞ御質疑をお続け下さい。

○小林英三君 ちよつとその前に……今の政令案の要綱を頂戴して御説明を願つたのですが、この成分等の化学的な問題につきましても政令の取極めといふものはどういふ方がやつたのですか、あなたのほうの同の、この例えは有害成分、有害成分といふか……

○説明員(吉田剛君) これは二十九条で言つております成分というのは、ガスが燃えましても、こういうものがありますと人体に危害を加えるわけでありまして、ところが一酸化炭素のときは、現在のガスでも相当加わつておりますけれども、燃えない場合においていふ／＼な危害を起すわけでありまして、燃えた場合においては危害を起すというところは非常に少いわけでありまして、問題にしておらないわけでございます。

○小林英三君 そうですと、ガスが漏るとか何とかいうことは眼中においていないわけですか。

○説明員(吉田剛君) これは二十九条で言つております成分というのは、ガスが燃えましても、こういうものがありますと人体に危害を加えるわけでありまして、ところが一酸化炭素のときは、現在のガスでも相当加わつておりますけれども、燃えない場合においていふ／＼な危害を起すわけでありまして、燃えた場合においては危害を起すというところは非常に少いわけでありまして、問題にしておらないわけでございます。

○小林英三君 そうですと、ガスが漏るとか何とかいうことは眼中においていないわけですか。

○政府委員(中島征帆君) それがガスの成分自体で縛らなくて、別に工事とか或いは設備とかいう保安上の工作規定によつてその点は確保したいと思ひます。

○小林英三君 そうですと、つまりガスを燃して、その燃して使つてゐるその最中において人畜に及ぼす影響といふことだけ考へてゐる、こういう意味ですか。

○政府委員(中島征帆君) さうでございます。

○海野三朗君 私はこの政令案の要綱でちよつとお伺ひしたいのですが、第一の「熱量及び圧力の測定」というところで「これ以外に適當な測定場所を通商産業大臣が指定する」、何も通商産業大臣が一々監督して見ているわけではないから、通商産業大臣が指定するんだから、指定しない場合には漠然としておつたやうな感じがする。ここが私は甚だおかしいと思ふのです。これはどういふふうにお考へになつておりましたらうか。測定場所を通商産業大臣が指定するんじやなくて、届出なければならぬというふうに、こういうふうにしなさいといふないのじやありませんか。事業局長如何にお考へでありますか。

○政府委員(中島征帆君) 「製造所又は供給所におけるガスホルダーの出口で測定する」、これが原則でございまして、大体小さなガス会社でありますからこれだけでございしますが、非常に大きな供給地帯を持つておりますガス事業の場合におきましては、やはり末端のほうへ行きますと圧力が落ちるということもございしますので、こういう場合においてはどこ／＼で測定をするといふ、測定の場所を、一定の所をきめてやるわけでございます。これは事業者が任せませんで、通商産業大臣が適當と認めた所を定めて、そこに測定機を置くということにいたすわけでございます。

○海野三朗君 これは實際問題として、何も通商産業大臣が一々そこを監督して見廻るわけじやありませんから、これではいけないじやないか。会社のほうから届出るといふやうな工合しないとおかしいんじやないですか。通商産業大臣が指定するんだから、指定しないでばんやりしてゐるとそのまゝになつてしまふということになりません。

○政府委員(中島征帆君) これは指定されました場所では必ず毎日これを測定いたしましたして、その記録を保存しなければならぬ、こういうことになつております。従つてガス事業者が任意に、今日はここで測定する、明日はこゝで測定する、こういうやうな性質のものじやなくて、やはり一定の場所

○政府委員(中島征帆君) これは指定されました場所では必ず毎日これを測定いたしましたして、その記録を保存しなければならぬ、こういうことになつております。従つてガス事業者が任意に、今日はここで測定する、明日はこゝで測定する、こういうやうな性質のものじやなくて、やはり一定の場所

測定する必要がありますので、その場所が需用者のためにガスの圧力が確保されているかどうかというものを測定するに適當な場所であればならん。ですから余りにこれを自由にいたしまして、ガス会社に選択させまして、勝手な場所を測定すると工合が悪いか、通商産業大臣が指定するというようにしてやるわけがあります。

○海野三朗君 そうすると、やはりその適當なる場所は通産省のほうでよくお調べになるわけですか。

○政府委員(中島征帆君) その通りでございます。

○海野三朗君 わかりました。それから先ほど伺いましたのですが、ガスの値段ですね。それから電気の場合も同じですが、余りにも差があり過ぎるんじゃないかというのです。それをどういうふうな事業局長お考えになつておるか。率直なお答えを私は伺いたい。これは余り行過ぎていて私は思ふんです。普通の家の電燈の料金と、大口で使う電気料金は約四倍である。使用量から申しましたならば、電気の使用量は工業用に使うのと民間で使うのでは二割でありますのに、料金は約四割を納めておるのであります。それは或いはドロップするんだからこうであるというふうな御説明があらうけれども、これは私は全体として考えて少し妥當でないのじやないか、こういうふうに私は思ふのです。が、事業局長率直につまりあなたの御所見を承わりたい。これはこの料金でいいのかわりかということです。つまり細かいものから料金を余計に取つて、そうして大口を助けるという、そういうふうな建前になつていられるように私は思ふので

す。妥當でないと思うのであります。併し又人はおの／＼考えようによつてありますから、私は事業局長のあなたはどういうふうにお考えになつておるか、それをお伺いしたい。

○政府委員(中島征帆君) 電気とガスとちよつと事情が違いますが、先ずガスは電気のように大きな値開きはございません。例えば東京の例で申上げますと、一番低いところが十一立米から百立米使うところまでありますが、これは単位当たりが十四円八十銭であります。それが一番最高の場合五十万立米以上使う場合においては十四円九十六銭というふうなことであります。非常に大きく使います場合におきまして、たか／＼五割未満の差しかない、而もこれはいわゆる累減と申します。か、累進的に低下いたしておりますので、全使用量に對しまして、例えば五十万立米以上につきましては十四円九十六銭かける、こういうふうな計算じやございません。従つてガスの場合におきましてはそれほど大きな違いはない、こういうことが言えると思ひます。特に地方の小さいガスにおきましては更にこの差が小さくなつて行きます。例えば北陸ガス等におきまして、一番高いところが十三円六十四銭、一番安く割引されるのが十二円六十一銭であり、こういうことになつておるわけでありませう。

それから電気のほうにつきましては、先ほど申上げましたが、やはり需用家を送りますまでの電気の原価といふことを考えました場合に、非常に末端まで小さく分れました。ちやうどおります。一般の電燈需用者の場合と、そ

れから大きな工場で高圧のものを使うというふうな、いわゆる大口の需用家というののつきましては、やはりそれに供給します電気の原価が相当違ひなわけでございます。従つてその原価に応じて大口のものは安く、又家庭用等は高くなつておるというものでございまして、これは原価主義をとりまして上は止むを得ないのじやないか。但し原価主義といふものを放擲いたしまして、そこに政策料金、社会政策でありませうと産業政策というふうな考慮を入れますといふと、或いは特に電燈料金を安くするといふことも可能でございますが、今のところはそういうふうなことを考へております。これは各国の例、必ずしも全部つまびらかでございませうけれども、アメリカ等の例を見ますといふと、むしろ日本の場合以上に一般の電燈用の料金が安く、比較的まだ大口のものは安い、こういうふうなことになるのであります。

○海野三朗君 只今の御説明に對しましては、私はこれは通産大臣に直接質問をいたしたいと思ひますので、

「委員長退席、理事松平勇雄君着席」
これは後日に保留いたしたいと思ひます。で、残つておりますもう一つのことをお伺いしたいのであります。天然ガスと石炭との比較のところにおきまして(2)、この石炭の六〇%に對してガスは七五%である。これはつまり効率がございませう。この効率という点を考へますと熱管理の問題が非常に重要に抬頭して来るのであります。で、この熱管理に對しまして通産当局ではどれくらい関心を持つていらつしや

るのか、それをお伺いしたい。私はこの石炭の量とか何とかでばかり言つておられるよりも、その有効利用といふところに主眼を置かなければならぬんじゃないか。そういういたしますと、熱管理といふものが非常に大きく浮び上つて来るのであります。これに對して通産当局のほうからちよつと御所見を承わりたい。

○政府委員(中島征帆君) 熱管理に關しまして、特に石炭の燃焼管理につきましては、戦後の石炭不足の時代に非常な力を入れておりました。当時熱管理課といふものが石炭庁にございまして、現在ではこれは工業技術院に移つております。これは工業技術院の技術的な立場から熱管理を各工場につきまして指導しております。別に熱管理法といふ法律も議員立法でございまして、政府としても成立いたしております。政府として、現在熱管理のほうをやつておりますことは、各工場の診断をいたしまして、それに対してその熱管理上こういうふうな措置をすればよくなるというふうな勧告をするわけでございます。その勧告によりまして工場が熱管理の装置をいたします場合には、これにつきまして、例えば金銭等につきまして或る程度の斡旋をいたしております。まあこれは実際に特別な強い斡旋をいたしませんでも、従来の熱管理の実績から申しまして、これをやる前とあとでは二割から三割というふうな燃料効果が違つておりますので、従つて熱管理の装置を置くということが極めて消費者に對しまして大きな利益を享受するといふふうな見地から、銀行のほうでもこれに對しましてはむしろ積極的

に貸出をしていられるという状況でございまして、現在におきまして熱管理の効果といふものは非常に上つていと思ひます。ただ、只今お話のように、天然ガスと石炭の關係、或いは油との關係、或いは電気の關係、こういうふうな総合的な熱管理といふものは今のところまだ必ずしも十分でございませうが、それ／＼の面におきまして、石油は石油、電気は電気で必要に応じてはこういうことの管理等につきましても指導はいたしておりますけれども、これは場合によつては将来総合的にやる必要があるんじゃないか。一時これを全部エネルギー管理としてやつたらどうかといふ意見もありましたのであります。最近におきましてはまだそこまで具体化したしてございませう。

○海野三朗君 このガス事業法に關しまして各県の知事から御願もいろいろ出て来ておるやうであります。これに對しましては通産当局はどういうふうにお考えになつておられますか。何らの権限が地方庁にはないことになる。つまり県庁抜きといふことになる。それでこれはこの監督の点について困ると言つて各県から御願が私のところにも来ておられます。皆様のところにも行つておると思ひますが、それにおきましては通産当局はどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(中島征帆君) 結論をいたしましては、先ほど要綱の説明のときいたしたように、工事に對しまして事前届出を県庁に出すといふことと、それにおきまして知事が工事の改善命令を出す。この法律の第三十条と三十一條の権限を都道府県知事に委ねたい、こういう考えであります。それ

以外の事項に對しましては勿論地方庁のほうの御希望もございませうけれども、やはり全国的に見なければならぬ性質のものがございませう、又事の性質上地方庁に任せることが必ずしも適当でないものが多いのでございませうから、現在のところこれだけを考えております。そのほかに無論法律上、例えば土地の立入でありますとか、そういうことに對します知事の権限はあるわけでありませう。それからこういうように實際の工事を監督できるということとは、すでにそれによりましてかなりガス事業に對しましては實際上その他の点につきまして、或る程度の事實上の監督はできるわけでありまして、半面におきましてこれは法令改正審議会におきましては相當論議されたわけでもございませうけれども、ガス事業者の立場といたしましては、通産大臣であれば通産大臣の系統だけ、若し地方庁であれば地方庁だけ、こういう一本の監督が望ましい、両方から入つて来られるというところは、二重にいろいろな手続或いは監督を受けるということによつて非常に迷惑をする、こういう議論もあつたわけでありませう。従つてその審議会の答申では、大抵多數説といたしましては、県知事に任せるのは余り望ましくない、併し一部にはそれに反對する強硬な意見もあつた、こういうようなことになつております。それを受けまして、初めの法律案には権限委任の規定を置いていなかったのでもございませうが、その後いろいろ考慮いたしました結果、法律に権限委任の規定を置きまして、具体的には大体こういう程度のものを都道府県にむしろ委任したほうが適當である、こういうような判断をいたしましたわけでありませう。

○海野三朗君 地方庁のつまり県知事が、これは都合が悪いというようにときには、どうしても知事の承認を得なければならぬということになつておりますか。通産大臣がこれを許可した。許可しても地方ではそれは困る、その設備でやられては危険であるという場合には、つまり知事が承認しないときにはその事業がやれないということになりますか。知事のそういう承認がなくてもやれるということになつておりますか。

○政府委員(中島征帆君) 許可事項に關しましては、これは知事は別にその権限を持つておりません。又委任する意思もございませうが、ここに書いてありますのは、届出の書類とそれに對する改善命令ということでありまして、従つて通産大臣が認可したことが地方で握られて實際実行できないというところはないわけでありませう。又この工事に關しましては、工事の工事規程というものは、認可はいたしませんけれども、その工事規程は抽象的なもので、規定でありまして、實際に行います場合にはそれがその通り行かどうかということを知事がみずから見て監督するということわけでもございませう、若しそういう工事規程に違反して工事をしておるという場合には、これを許可しては知事が改善命令を出す、こういうことでありまして、通産大臣の監督と、それから県知事の監督とが矛盾したために迷惑をかけるというようなことはないと思ひます。

○海野三朗君 そこを私はお伺ひしたのでありますが、通産大臣がそれを許可した、ところが地方の状況をよく見ると、そういう設備でやられたらそれは非常に危険なんである、こういう設備でなくちやいけないのだということの苦情が知事から出て来た場合に、いや通産大臣の許可を受けたんだからかまひやしない、知事が認可しなかつてもかまわれないのだというやうなことになるはしないか、それだと現地の了解を得た上で通産大臣がこれを許可するということになつて来ると、ここに食い違ひが生じて来るのではありませんかということを私はお伺ひする。

○政府委員(中島征帆君) そういうやうな許可に關しましては、公聴会或いは職関会等の手続を経て認可するわけでありませう。従つてその際に當然府県等におきまして、異議ある場合には意見も出て来ますし、又そういう手続をとらない場合においても県でこういうふうじや困るという場合には、勿論こちらに意見の具申がありませうので、それによつて各地元と打合せの上で許可をするということとは、實際問題といたしまして、十分考慮しないといつたつもりであります。

○西川弥平治君 このガス事業法は予備審査のようですね。従つて又この後に質問する機会がありませうか、どうでしようか。

○理事(松平勇雄君) 必要ならば機会を又作ります。

○西川弥平治君 もう少し私は電気ガスの税のことについて少し実態を調べて来たいので、今資料を持つて来ておりましたので、これはこの次に資料によつてやつて見たらと思ひるのでありますが、お差支えなかつたらこの次

適當の機会を頂きたいと思ふのですが……。

○理事(松平勇雄君) 承知いたしました。それじや、又次の機会を理事会にでも諮りまして適當の日に質疑を続行することにいたします。

○西川弥平治君 それじや、いずれの機会に質問させて頂くとして、今日はこの辺でおやめになつて頂いたら如何でしよう。

○理事(松平勇雄君) 今の西川君の御発言に御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(松平勇雄君) それでは本日はこれにて散會いたします。

午後四時四十四分散會

三月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十六日)

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、技術士法案(海野三朗君外十四名発議)

技術士法案
技術士法
第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、技術士の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて科学技術の向上と産業の発展に資することを目的とする。

(技術士の業務)

第二条 技術士は、他人の求に応じ報酬を得て、理学、工学、農学、

医学等自然科学の部門に属する科学(以下「理学等」という。)に關する技術を応用して、機械、金属、鉱山、電気、化学その他政令で定める科学技術の部門(以下「技術部門」という。)に属する事項について、左に掲げる行為(他の法律においてその業務を行うことが制限されている行為を除く。)を行うことを業とする。

一 建設物、工作物、装置、機械、器具、資源、原材料、生産物、動力、工程又は工事について、技術上の調査、研究、立案又は指導を行うこと。

二 前号に掲げるものの外、試験、分析、鑑定、評価若しくは設計をし、建設若しくは作業の監督を行い、又は技術に關する相談に應ずること。

2 前項の規定は、技術士が他の技術士の補助者又は第三十二条第一項に規定する法人の役員若しくは職員として前項の業務に従事することを妨げない。

(技術士の資格)

第三条 技術士試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。

2 左の各号の一に該当する者であつて、通産産業大臣が技術士と同等以上の資格を有すると認定したもの、前項の規定にかかわらず、技術士となる資格を有する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門學校(以下

「大学等」と總稱する。）において、理学等に属する科目の教授又は助教の職にあつた期間が通算して七年以上になる者

二 理学等に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

三 大学等において理学等に関する課程を修めて卒業した者又は通商産業大臣がこれと同等以上の学力を有すると認める者であつて、第二条第一項各号に掲げる事項に關して十五年以上の実務の経験を有するもの

四 外国において技術士の資格に相当する資格を有する者

(欠格事由)

第四条 左の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、技術士となる資格を有しない。

一 禁こ以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

二 禁治産者及び準禁治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 第十九条第一項第一号若しくは第二号に該当する事由又は懲戒により登録の取消の処分を受け、その処分を受けた日から二年を経過しない者

第二章 技術士試験及び技術士の資格の認定

(試験の目的、種類及び科目)

第五条 技術士試験(以下「試験」という。)は、技術士の業務を行うのに必要な専門技術及びその応用能力を有するかどうかを判定すること

を目的とし、技術部門の種類ごとに行う。

2 前項の試験の科目については、政令で定める。

(受験資格)

第六条 試験は、第二条第一項各号に掲げる事項に關して七年以上の実務の経験を有する者であつて、左の各号の一に該当するものでなければ受けることができない。

一 大学等において、理学等に関する課程を修めて卒業した者

二 通商産業大臣が前号の者と同等以上の学力を有すると認める者

(受験手数料)

第七条 試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、三千円以内の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(合格の取消等)

第八条 通商産業大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けるべき者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとする。

(試験の施行)

第九条 試験は、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行う。

(技術士審査委員)

第十条 通商産業省に技術士審査委員(以下「審査委員」という。)を置く。

2 審査委員は、試験に關する事務をつかさどり、且つ、第三条第二項の規定による認定について通商産業大臣の求めに応じ、意見を具申するものとする。

3 審査委員は、通商産業大臣が關係行政機関の職員及び技術士に關する事項について学識経験のある者のうちから任命する。

4 審査委員は、非常勤とする。

5 前四項に規定するものの外、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(試験の細目)

第十一条 この章に規定するものの外、受験手續その他試験に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(技術士の資格の認定等)

第十二条 第三条第二項の規定による認定は、通商産業大臣が技術部門の種類ごとに行う。

2 前項の認定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申請しなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の申請について認定するかどうかを決定する場合に、当該申請者が当該申請に係る技術部門に係る技術士と同等以上の資格を有するかどうかについて審査委員の意見を求め、その意見を尊重して、これをしなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の申請をした者が技術士と同等以上の資格を有しないと認めるときは、当該申請を却下しなければならない。

5 通商産業大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の却下をしたときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

6 通商産業大臣は、第一項の認定を受けた者が不正の手段によつて認定を受けたことが判明した場合においては、その者に対して、その認定を取り消すことができる。

第三章 技術士の登録

第十三条 技術士となる資格を有する者が、技術士となるには、技術士名簿に氏名、生年月日、技術部門その他通商産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(技術士名簿)

第十四条 技術士名簿は、通商産業省に備える。

(変更登録)

第十五条 技術士は、第十三条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(追加登録)

第十六条 技術士は、技術士名簿に登録を受けた技術部門以外の技術部門について、試験に合格し、又は第十二条第一項の認定を受けたときは、技術士名簿に当該技術部門の追加の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第十七条 第十三条の規定による登録を受けようとする者は、登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(登録の申請の却下)

第十八条 通商産業大臣は、第十三条の登録を申請した者が左の各号の一に該当する場合においては、その登録の申請を却下しなければならない。

一 心身の故障により技術士の業務を行わせることが適正を欠く虞がある者

二 技術士の信用又は品位を害する虞があり、その他技術士の職責に照らし技術士としての適格性を欠くと認められる者

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録の申請を却下しようとするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により登録の申請を却下するとき、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の取消)

第十九条 通商産業大臣は、技術士が左の各号の一に該当する場合に、登録を取り消すことができる。

一 登録を受けるために必要な重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第十三条又は第十六条の規定による登録の申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。

二 懲戒による技術士の名称の使用禁止の処分に違反して技術士の名称を用いたとき。

三 心身の故障により技術士の業務を行わせることがその適正を欠くと認められるとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

(登録のまつ消)

第二十條 通商産業大臣は、技術士が左の各号の一に該当する場合には、登録をまつ消しなければならない。

一 第二条に規定する業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第四条第一号から第三号までの一に該当することとなつたとき。

四 前条第一項の規定又は懲戒による登録の取消の処分を受けたとき。

2 技術士が前項第一号から第三号までの一に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、そのとき又はその事実を知つた日から六十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録等の通告及び公示)
第二十一條 通商産業大臣は、技術士の登録をしたときは、すみやかに、文書で、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、技術士の登録をしたとき、又は登録をまつ消したときは遅滞なくその旨を、登録をまつ消した場合にはその事由を

附して、官報をもつて公示しなければならない。

(登録の細目)

第二十二條 この章に規定するものの外、登録の手続その他登録に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 懲戒

(懲戒の種類)

第二十三條 技術士に対する懲戒処分は、左の三種とする。

一 戒告

二 二年以内の技術士の名称の使用禁止

三 登録の取消

(懲戒及び懲戒の手続)

第二十四條 技術士がこの法律に違反したときは、通商産業大臣は、懲戒処分を行うことができる。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、懲戒処分をする場合に準用する。

(懲戒事理の調査)

第二十五條 何人も、技術士について懲戒の事由があると認めるときは、通商産業大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、通商産業大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 通商産業大臣は、技術士について懲戒の事由があると認めるときは、職権をもつて、必要な調査をすることが出来る。

(調査のための権限)
第二十六條 通商産業大臣は、前条第二項又は第三項の規定により事

件について必要な調査をするため、その職員をして、左の各号に掲げる処分をさせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

2 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(懲戒処分の公示)

第二十七條 通商産業大臣は、第二十三条第一号又は第二号に掲げる処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公示しなければならない。

第五章 技術士の義務
(信用失墜行為の禁止)
第二十八條 技術士は、その信用若しくは品位を害し、又は技術士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(広告事項の制限)
第二十九條 技術士は、その業務に關して広告をするときは、技術士の名称及び技術士名簿に登録を受けた技術部門を明示してしなければならない。

2 技術士が前項の広告をするときは、技術士名簿に登録を受けた技

術部門の部門に属しない技術に關して広告をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十條 技術士は、正当の理由がなくて、その業務上取扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は密用してはならない。技術士でなくなつた後においても、また同様とする。

第六章 雑則
(名称の使用制限)

第三十一條 技術士でない者は、技術士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(法人に対する制限)
第三十二條 第二条第一項第一号に規定する業務を行うことを主たる事業とする法人は、その役員又は職員として技術士を一人以上置かなければならない。

2 前項の法人は、技術士の氏名その他の通商産業省令で定める事項を、通商産業省令の定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

(法人に対する広告事項の制限)
第三十三條 前条第一項に規定する法人は、第二条第一項第一号に規定する業務に關して広告をするときは、その業務に従事する技術士が技術士名簿に登録を受けた技術部門の部門に属しない技術に關して広告をしてはならない。

(技術士の使用人等の秘密を守る義務)
第三十四條 技術士の使用人その他の従業者及び第三十二條第一項に規定する法人の役員又は職員は、正当な理由がなくて、第二

項に規定する業務に關してその業務上取扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は密用してはならない。技術士の使用人その他の従業者及び第三十二條第一項に規定する法人の役員又は職員でなくなつた後においても、また同様とする。

(主務大臣との関係)
第三十五條 通商産業大臣は、第三十條第三項の規定により審査委員を任命しようとする場合において、あらかじめその審査委員に係る技術部門に属する技術について主務大臣の意見をきかなければならない。

2 通商産業大臣は、技術士に対して、第十九条第一項の規定による処分又は懲戒処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該技術士の行方業務に係る技術についての主務大臣の意見をきかなければならない。

3 通商産業大臣は、技術士について第三十三條、第三十五條若しくは第三十六條の規定による登録をし、若しくは登録をまつ消し、又は法人について第三十二條第二項の届出を受理した場合においては、当該技術士の行方業務又は当該法人の行方主たる事業に係る技術についての主務大臣にその旨を通知しなければならない。

第七章 罰則

(罰則)
第三十六條 等三十三條又は第三十四條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第三十七條 第三十二條第一項の規定に違反した場合においては、その法人の代表者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十八條 第三十三條の規定に違反した場合においては、その違反行為をした法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 第三十一條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十六條から第三十八條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に關し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(過料)

第四十一條 左の各号の一に該当する者（法人である場合には、その代表者）は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第二十條第二項の規定に違反して届出をしなかつた者
- 二 第二十六條第一項第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せ

ず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六條第一項第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第二十六條第一項第三号の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第三十二條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(法律の施行)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める。但し、第三十二條、第三十三條及び第三十四條の規定中第三十二條第一項に規定する法人の役員又は職員に係る規定の部分並びにこれらの規定に違反する行為に対する罰則の規定は、この法律施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(他の法律の改正)

2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ三の次に次の一條を加える。

- 第七條ノ四 左ノ事項ニ付技術士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ
- 一 技術士法第十三條ノ規定ニ依ル登録 金三千円

二 技術士法第十五條ノ規定ニ依ル登録 金百二十円

三 技術士法第十六條ノ規定ニ依ル登録 金千円

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第十五號の次に次の一號を加える。

十五の二 技術士試験を行い、技術士を登録すること。

4 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項の表中「熱管理士試験委員—熱管理士試験に關する事務をつかさどること。」を「熱管理士試験委員—熱管理士試験技術士審査委員—技術士試験に技術士制度調査會—技術士制度の關する事務をつかさどること。運営に關する重要事項を調査審議技術士の資格の認定について意見を具申すること。」に改める。

(経過規定)

5 試験は、第九條の規定にかかわらず、この法律施行の日から昭和三十年三月三十一日までの期間においては、これを行わないことができる。

6 この法律施行の際現に技術士又はこれに紛らわしい名称を使用している者は、第三十一條の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月を経過するまでの期間においては、なお従前の名称を使用することを妨げない。

昭和二十九年四月十四日印刷

昭和二十九年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局